

会 期 日 程 表

平成17年12月

会 期	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	13	火	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣旨説明・委員会付託
第2日	14	水		休 会（常任委員会）
第3日	15	木	午前10時00分	一 般 質 問
第4日	16	金		休 会
第5日	17	土		休 会
第6日	18	日		休 会
第7日	19	月	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会・会 議

(午前 10 時 02 分)

議長（大谷内義一）

ただいまから、平成 17 年 4 回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの、出席議員数は 37 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（大谷内義一）

日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、15 番 宮田勝三君、16 番 山本一朗君を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（大谷内義一）

日程第 2「会期の決定」の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 7 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 19 日までの 7 日間に決定いたしました。

諸 般 の 報 告

議長（大谷内義一）

日程第 3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案 23 件が提出されております。また、監査委員から、平成 17 年度 8 月分、9 月分、10 月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いいたします。これで、諸般の報告を終わります。

議案第53号～議案第75号

日程第4 議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算から、

日程第26 議案第75号能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についての議決の一部変更についてまでの23件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成17年第4回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る5日、日本海に発達した低気圧により、北陸地方は大荒れの天候となり、大雨・強風警報が発令される中、当日午後6時45分に能登消防署風速計で最大瞬間風速30.6mという大型台風並みの風速を観測するなど、能登町内でも波浪や高潮等による大きな被害が発生しましたが、住民及び消防団等の活躍により被害を最小限に抑えることができ安堵した次第です。主な被害につきましては、当町沿岸部幹線道路の冠水により、走行不能となった自家用車の救出を含め、国・県道を一部交通止めにするなど、警戒を強めておりましたが、かつてない大雨や強風にあおられた高波によって、残念ながら一部地域において家屋の浸水や船舶、漁網等に多大な被害が出てしまいました。被害状況といたしましては、床上浸水10件、床下浸水4件、大型定置の漁船や小型漁船の破損・転覆7件など住居や漁港施設、漁船等に大きな痛手を被っております。町といたしましては、こうした風水害に対し被害を最小限に食い止めるため、今後とも警察署や消防等、関係機関と連携し、防災体制の充実に全力を尽す所存でありますので、町民の皆様方並びに議員各位には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年1年を顧みますに、議会をはじめ関係各位のご協力及びご支援をいただき、この3月1日に能登町が誕生し、新たな歴史の1ページが開き刻まれました。

人口約2万3千人の町として、新たな組織のもと新町がスタートいたしました訳ですが、3月31日には40年余り奥能登の動脈として活躍してきた能登線が廃止されるなど、町を取り巻く環境は一段と厳しい状況に迫り込まれております。4月に、初代能登町長に就任させていただきました。選挙で掲げた5つの町づくり政策を進めるため、町政の運営にあたっては一刻も早く能登町の一体性の確保を図るとともに、新町のまちづくりのテーマであります「奥能登にひと・くらしが輝く ふれあいのまち」を目指し、試行錯誤の連続ではありますが、一步ずつ着実に取り組んでいるところであります。また、「能登町の未来を語る会」を7月27日から10月20日にかけて町内16箇所で開催したところ、554人もの方々が参加され、377件にもわたる貴重なご意見やご質問をいただ

きました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げますとともに、「能登町総合計画」の策定に活かし、今後の町政運営に役立てて参りたいと存じます。

また、8月1日には、県内唯一の「能登海洋深層水施設」が小木新港に完成し、深層水の供給体制が整いました。海底を、遥かな年月をかけて地球を循環してきた深層水には、農林水産業はもとより健康にも効能があると言われており、町ではさまざまな商品開発に取り組む所存ですので、より多くの町民の方々に積極的な利活用を図っていただけるよう、心より願ってやみません。

さて、今、行政における最大の関心事は、議員各位もご承知のとおり、補助金削減、税源移譲、そして地方交付税改革を包括して進める三位一体の改革であります。

この改革の本旨は、地方に税源を移譲し、裁量権を委ねることで地方の自主性を高めるための改革であるわけですが、政府与党は、12月1日に実施された全国知事会など地方6団体との協議の中で、平成18年度においては総額6千540億円の補助金を削減するとともに、3兆90億円を税源移譲することで合意いたしました。

内容的には地方の反対で生活保護費に係る補助金削減は見送られましたが、今回の税源移譲の大半は、義務教育費や児童手当などの国庫負担を引き下げ、その分を地方に移しただけの不十分な結果に終わっております。補助金の削減や税源移譲の額が先に決められましたが、今後、地方交付税の大幅な削減も想定されることから、これから先の行方に危機感が漂うものであります。

能登町では平成18年度から平成20年度までの3箇年を「集中財政改革期間」と位置づけ、財源不足の段階的な解消に取り組むこととしておりますが、少子高齢化や地方分権の推進、財政状況の悪化等、社会経済情勢の変化に伴って町を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。このような状況にあっても町民の行政需要は質・量とも更に増加してまいります。町の財政は、益々厳しい状況におかれています。限りある財源の中で、自らの判断と責任において多種多様化する行政需要に的確かつ迅速に応えていかなければなりません。そのためには、積極的に行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を推し進めなければなりません。

能登町では、本年7月に助役を本部長とした行政改革推進本部を立ち上げ、各課から出された改革案をもとに、11月には第1回の行政改革推進委員会を開催いたしました。今後、行政組織運営全般について、平成21年度までの5箇年間ににおいて具体的に取組む計画を策定し、住民にわかりやすく明示した集中改革プランを公表することにしております。「行政改革大綱」を平成17年度に策定するため、町民ニーズや社会環境の変化へ適切に対応できるよう、事務事業の見直しや組織・機構の見直し、行政経費の節減合理化を図るため、具体的数値目標を設定した行動計画を策定し、町民に提案公表しながら行政運営全般にわたる改革に全力で取組み、町民に対する行政サービスをより一層高めていかなければなりません。

また、行政改革の一環として、地方自治法の一部が改正され、平成18年9月までにスポーツ施設や公園、文化施設、また社会福祉施設など町民の皆さんに利用していただくために設置された多くの「公の施設」の管理方法が、これまでの「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されることになります。「公の施設」の管理運営について

は、委託先がこれまで町の出資法人、一部事務組合及び社会福祉協議会等と なっておりました。しかし、指定管理者制度の導入により、今後は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め幅広い範囲から公募することにより、各団体等からの費用、運営企画などの提案内容を判断して、より適格な施設の管理者を決めていくことになりました。近年ではスポーツジムなどの体育施設、集会施設、美術館、福祉施設等の運営において、民間事業者によって十分なサービスの提供が行われており、民間の効果的・効率的な手法を「公の施設」にも活用することが必然であると考えられ、経費削減や利用者に対するサービスの向上などを期待できるとするものであります。

現在、直営で管理しているものを含め、すべての公の施設の管理のあり方について、それぞれに検証を行っている最中でありますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案23件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第53号から第61号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。主として、補助事業費等の変更や確定によるもの、または先の臨時議会で可決していただきました職員の改正給与条例の施行等に伴う人件費の削減及び人事異動等による予算の組替えの追加調整を行い、今回、補正予算として提案させていただきますので宜しくお願いいたします。

議案第53号「平成17年度能登町一般会計補正予算(第3号)」は、歳入、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億1千6百25万8千円を追加し、予算総額を、百66億1千88万1千円とするものです。

歳出側から説明いたします。

第1款「議会費」は、改正給与条例による人件費の調整を行ったものです。

第2款「総務費」では、6百6万6千円の減額を行いました。

第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」は、今後、町民憲章や町花・町木等の検討を行うこととし、この検討委員会に要する経費を計上した他は、主に特別職の就任が6月であったことによる人件費の減額であります。

第2目「文書広報費」は、決算見込みに基づき広報発行費、有線放送事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

第5目「財産管理費」では、国道249号線「宮犬地内道路改良工事」を実施するにあたり、宮犬地区生活改善センターの一部が道路用地とされるため、この施設改修費用を計上したものであります。

第8目「行政情報施設管理費」の追加補正につきましては、光幹線の整備を行い、来年度の内浦区域内の有線施設・防災告知施設の整備促進を図る趣旨でありますので宜しくお願いいたします。

第16目「諸費」の減額につきましては、木住集会所整備事業費の確定によるものであります。

第2項「徴税費」の6百80万円の減額ですが、第1目「税務総務費」については、改正給与条例及び人事異動による人件費余剰額の減額、第2目「賦課徴収費」では、納税奨励金や前納報奨金の確定に伴う減額が主な内容であります。

第3項「戸籍住民基本台帳費」の追加は、人件費の調整であります。

第4項「選挙費」には、4百69万1千円を追加いたしましたが、第5目「衆議院議員総選挙費」について、選挙事務費の確定に伴う調整を行い、

第6目には、「土地改良区総代選挙」の実施に係る必要経費を新たに追加いたしました。

第5項「防災費」の2千9百46万円の減額は、防災行政告知施設整備事業にかかる入札の結果により事業費が確定したものでありますが、本事業費の他、有線テレビ特別会計の入札差金を併せ、また、先ほどご説明いたしました「行政情報施設管理費」を追加して、内浦地区の光幹線整備を行い、有線施設・防災告知施設整備の促進を図ることとしておりますので宜しくお願いいたします。

第6項「統計調査費」の2百29万6千円の減額は、第1目「統計調査総務費」について、人件費の調整を行い、第2目「指定統計調査費」については、国勢調査に要する経費の確定を主な理由として減額を行ったものであります。

第7項「監査委員費」の11万2千円の増額は、監査日程の増加を見込み委員報酬を追加したものであります。

第3款「民生費」には、2千5百83万9千円を追加いたしましたが、うち第1項「社会福祉費」では、1千3百27万7千円を追加いたしております。

第1目「社会福祉総務費」では、改正給与条例による人件費の減額、第4目「障害者福祉費」・第5目「老人福祉費」では扶助費等を今後の社会福祉関係事業費の実績に基づいて見込み追加いたしました。

また、第6目「介護保険費」・第7目「国民健康保険費」の追加につきましては各特別会計への繰出金を計上したものであります。

第2項「児童福祉費」では、1千2百56万2千円を追加いたしました。

第1目「児童福祉総務費」につきましては、改正給与条例による人件費の減額その他、扶助費として「チャイルドシート給付事業」「ひとり親家庭医療給付費」について、これまでの給付実績に基づいて今後の給付見込額を推計し、追加したものであります。

また、第2目「児童手当費」・第3目「児童福祉施設費」につきましても、それぞれの実績に基づき今後の必要額を推計して計上いたしましたので宜しくお願いいたします。

第4款「衛生費」には、40万円を追加いたしました。

第1項「保健衛生費」は、差引80万円を減額いたしましたが、第1目「保健衛生総務費」では、改正給与条例及び人事異動による人件費の減額を、第6目「環境衛生費」に、合併処理浄化槽設置事業と、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を追加し、第7目「病院費」につきましては、病院事業会計への繰出金を追加したものであります。

また、第2項「清掃費」の、百20万円の追加は、人件費の組替えによる調整でありま

すので宜しくお願いいたします。

第6款「農林水産業費」は、3千2百6万2千円の追加であります、第1項「農業費」では、3千96万円を追加しました。

その内容は、第1目「農業委員会費」と第2目「農業総務費」は、改正給与条例及び人事異動に伴う人件費の調整であり、第5目「農地費」につきましては、「土地改良事業費」の追加及び「土地改良施設維持管理適正化事業費」の確定、また、農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加したものです。

第2項「林業費」では47万4千円を減額いたしましたが、第1目「林業総務費」では改正給与条例による人件費の減額その他、第2目「林業振興費」につきましては、林道整備事業費の確定による減額を行ったものであります。

第3項「水産業費」は、57万6千円を追加いたしました。

第1目「水産総務費」は、改正給与条例による人件費を減額し、第4目「漁港建設費」の追加は、県営事業負担金の確定によるものです。

第7款「商工費」には、77万8千円を追加いたしました。

第1目「商工総務費」では、改正給与条例による人件費を減額し、第3目「観光費」では、越坂プラザプールの管理費を主なものとして「観光施設管理事業費」を追加した他、「観光協会」が実施する観光情報の発信や、特産品紹介施設の整備事業費の50%を補助することとして43万6千円を追加いたしました。

第8款「土木費」は、1千9百24万7千円を減額いたしました。

第1項「土木管理費」の3百65万円は、改正給与条例及び人事異動による人件費の減額であります。

第2項「道路橋りょう費」は、1千6百50万円を追加いたしました。

第2目「道路橋りょう維持費」は、除雪対策事業費を追加した他、第3目「道路橋りょう新設改良費」については、「道路橋りょう新設改良事業」「地方特定道路整備事業」「地方道路交付金事業」「道整備交付金事業」について、それぞれ事業費等の確定による調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

第5項「都市計画費」は、3千2百91万円の減額であります、第1目「都市計画総務費」については、人件費の調整を行った他、第2目「街路事業費」の減額は、新町通り線街路整備事業費の確定によるものであります。

また、第5目「下水道費」につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額したものであります。

第6項「住宅費」は、人件費の調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

第10款「教育費」は、1千5百97万千円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」については、4百30万1千円の追加を行いました。

第1目「教育委員会費」では、目内の調整を行い、第2目「事務局費」では、主として人事異動による人件費の調整の他、外国語指導助手招致事業費の確定や、小学校・中学校の閉校事業に要する経費を計上いたしましたので宜しくお願いいたします。

第2項「小学校費」には、6百77万円の追加を行いました。

第1目「学校管理費」は、改正給与条例による人件費の調整や小木小学校ケーブルテレビ引き込み工事費、瑞穂小学校農業集落排水加入負担金その他、鵜川小学校スクールバス購入費の計上が主な内容であります。

第2目「教育振興費」の減額は、小木小学校耐震診断事業費の確定によるものです。

第3目「学校建設費」は、松波小学校外壁改修費の追加を行うものであります。

第3項「中学校費」は、49万8千円の追加を行いました。

第1目「学校管理費」では、人件費の調整その他、小木中学校ケーブルテレビ引き込み工事費を計上し、第2目「教育振興費」の追加は、人権教育推進事業費を計上したものであります。

第4項「社会教育費」には、9百65万3千円を追加いたしました。

第1目「社会教育総務費」は、人件費の調整であります。第2目「社会教育施設費」には、山の家の水道加入に要する経費を計上し、第3目「公民館費」には、瑞穂公民館の防水工事に要する経費、及び集落排水加入負担金を計上いたしました。

第4目「図書館費」の追加は、教養文化館の遊具設置工事費が主な内容であります。第7目「文化財保護事業費」は、町指定文化財の補助金を計上したものであり、第8目「給食受託事業費」は、能登少年自然の家の給食受託事業に要する経費の今後の見込額を計上いたしましたものであります。

第5項「保健体育費」は、5百25万2千円を減額いたしました。

第1目「保健体育総務費」の減額は、人件費や各種スポーツ団体への交付金や大会費の調整を行ったものであり、第2目「体育施設費」では、藤波運動公園下水道工事の確定による減額を行ったものであります。

第11款「災害復旧費」は、4千9百9万8千円を追加いたしましたが、第1項「農林水産施設災害復旧費」について、農地災害14件と、農業用施設災害7件の事業費を追加計上したものでありますので宜しくお願いいたします。

第12款「公債費」には、2千5百41万9千円を追加いたしましたが、一刻も早い財政の健全化を図りたい趣旨から、本年10月に7億3千9百76万5千円の繰上償還を実施し、これによって生じた利子の減額分を合わせて3千4百18万7千円の繰上償還金を追加いたしましたので宜しくお願いいたします。

以上、1億1千6百25万8千円の財源として、歳入に、第1款「町税」を4千7百46万7千円、第8款「地方特例交付金」を百24万5千円、第11款「分担金及び負担金」を2百71万2千円、第13款「国庫支出金」を1千6百90万8千円、第14款「県支出金」を、2千3百55万2千円、第19款「諸収入」を27万4千円、第20款「町債」を2千4百10万円追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第54号「平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第1号)」は、4千4百65万5千円を減額し、予算総額を3億6千1万6千円といたしました。

その歳出の内容は、第1款、第1項「有線放送管理費」について1千6百53万8千円

を減額いたしておりますが、第1目「一般管理費」は、改正給与条例による人件費の減額及び放送施設使用料徴収システム改修費用を追加して百31万1千円の補正を行ったものであります。

第2目「施設管理費」につきましては、今後の決算見込みに沿って主要の調整を行い1千7百84万9千円の減額を行いました。

また、第2款「有線放送事業費」につきましては、工事費確定による減額と、今後の整備に必要な設計を行うこととして調整を行った結果、2千8百11万7千円の減額を行いましたが、一般会計において公共ネットワーク施設整備事業として幹線整備を行い、事業の進捗を図ることといたしておりますので宜しく願いいたします。

この財源として、第1款「分担金及び負担金」を2千8万6千円、第3款「繰入金」を41万3千円、第4款「国庫支出金」を、3千3百66万2千円それぞれ減額し、第5款「諸収入」においては3百90万6千円を、第6款「町債」では5百60万円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第55号「平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、保健事業勘定において、5千百84万1千円を追加し、予算総額を26億2千7百36万1千円と定めるものです。

歳出の主な内容は、第1款「総務費」で、改正給与条例等による人件費の調整を行い、第2款「保険給付費」では、退職被保険者に対する「療養給付費」や「療養費」また「高額療養費」や「葬祭費」の追加を行いました。

いずれも年度当初からの実績により推計を行った結果、今後必要が見込まれるものでありますので宜しく願いいたします。

また、9款「予備費」において2万6千円の調整を行っております。

この財源として、第4款「療養給付費交付金」を5千百万円、第9款「繰越金」を7千2百95万6千円追加し、また、第8款「繰入金」を7千2百11万5千円減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第56号は「平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、保険事業勘定において、5百90万8千円を追加し、予算総額を、22億6千百82万3千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」で、改正給与条例等による人件費の減額調整を行った他、介護保険制度の改正に伴う電算業務や認定業務に要する経費を追加いたしております。

この財源として第3款「国庫支出金」を百66万9千円、第8款「繰入金」を、4百23万9千円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第57号「平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、2千4百17万7千円を減額し、予算総額を、12億2千百23万8千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」で、改正給与条例による人件費や事務費、施設管理費の調整を行い、第2款「建設改良費」では、事業費の確定に伴い「宇出津、松波・恋路、小木」の各処理区の事業費の調整を行いました。

第3款「公債費」では、決算見込みにより元利償還金の減額を行っております。
この財源として第1款「分担金及び負担金」を8百98万7千円、第2款「使用料及び手数料」を58万9千円、第3款「国庫支出金」を7百5万円、第4款「県支出金」を46万1千円、第5款「繰入金」を1千百69万5千円、第7款「諸収入」を34万1千円、第8款「町債」を1千百80万円それぞれ減額し、第6款「繰越金」では、1千6百74万6千円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第58号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、3千2百6万7千円を追加し、予算総額を5億7千6百95万7千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」において、人件費の減額調整及び能都処理区・柳田処理区において、それぞれの施設維持費の調整を行い、第2款「建設改良費」では、瑞穂処理区の事業を前倒して実施することなどによる増額としております。

また、第3款「公債費」では、地方債の元利償還金を調整させていただきましたので宜しくお願いいたします。この財源としては、第3款「県支出金」を1千百13万1千円、第4款「繰入金」を2千3百67万6千円、第6款「諸収入」を百86万円、第7款「町債」を1千百40万円それぞれ追加し、第1款「分担金及び負担金」では1千6百万円減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第59号「平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」は、3百95万2千円追加し、予算総額を3千6百73万2千円とするものです。

歳出の内容は、第1款「総務費」において、改正給与条例による人件費の減額と、消費税の支払いに要する経費を追加し、第2款「建設改良費」では内浦処理区の事業費の追加を行いましたので宜しくお願いいたします。

この財源として第3款「県支出金」を1万4千円、第4款「繰入金」を2百65万1千円、第5款「繰越金」を83万8千円、第6款「諸収入」を51万8千円、第7款「町債」を10万円それぞれ追加し、第2款「使用料及び手数料」において16万9千円減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第60号「平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」は、収益的支出につき営業費用として給配水費減価償却費等計4百99万9千円を増額するとともに営業外費用で消費税を同額減額し、調整したものですので宜しくお願いいたします。

次に、議案第61号「平成17年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」につきましても、本年度の建設改良費が確定したことにより、第4条予算の資本的収入を2百15万6千円、資本的支出を5百1万2千円追加して、収支不足額を当年度損益勘定留保資金で補てんする内容でありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第62号「能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について」ですが、すでに旧3町村においては、それぞれの広報により職員の定員・給与等の状況を公表してきたところですが、地方公務員法の改正により、全地方公共団体により広範な内容で人事行政運営等の状況の公表の義務づけが規定されましたので、同法第58条の2第3項の規定により、能登町の町民に人事行政に対するご理解を深めていただくために、本条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第63号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」ですが、現在整備中であります小木地区の市ノ瀬、小木、越坂地内の有線テレビ業務開始に向け、業務区域や料金などを定める必要があるため条例の一部改正をするものであります。

小木地区の有線テレビ事業は、旧能都町からのエリア拡張であり、その際には総務省へ施設設置許可の変更申請や、業務の変更届及び契約約款変更届を提出する必要があります。

料金徴収等に係る契約約款変更の場合には、有線テレビジョン放送法第15条の規定により、事前に届出をする必要があることから、現時点で改正を行うものであります。

続いて、議案第64号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、宮犬地区生活改善センターを町が管理する集会所として条例に追加するため、今回改正するものであります。

次に、議案第65号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、旅費の日当につきましては、全国的には廃止の方向に進んでいる状況であります。本町においても厳しい財政事情を考慮し、平成18年度から石川県、富山県及び福井県の各県内の出張における旅費の日当を廃止するため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第66号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ですが、旧内浦町時代から懸案でありました上水道未普及地の時長地区について水道未普及地域解消事業により施設整備を行うための補助金申請に必要なことから、当該地区を上水道給水区域に含める条例改正を行うものであります。

次に、議案第67号「公の施設に係る指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例について」ですが、地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されたことに伴い、これまでは市町村等や、市町村等が2分の1以上出資する法人に限定されていた公の施設の管理方法を、平成18年9月の法定期限までに、株式会社等を含む「指定管理者制度」に変更することになりました。

これにより、町が直接施設を管理する方法以外は、議会の議決を経て民間会社を含む「指定管理者」から選定することになったものですが、法の規定に基づき、該当となる町有各施設を規定する諸条例30件について整備し、新たな制度に切りかえる必

要がありましたので、今回一括して条例の改正を提出するものでございます。

次に、議案第68号「証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について」でございますが、平成18年2月1日から輪島市及び門前町が合併することに伴い同事務の委託に関する規約を変更する必要性が生じたため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号「石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について」及び、議案第70号「石川縣市町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について」の2議案につきましては、組合を組織する市町村のうち、門前町が輪島市と合併することなどに伴い平成18年1月31日をもって組合より同市町が脱退するため、地方自治法第286条第1項の規定により組合理約の変更が必要になったもので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号「石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について」及び、議案第72号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について」の2議案につきましては、組合を組織する市町村のうち、富来町と志賀町が平成17年 9月1日に合併したこと、加賀市と山中町が同年10月1日に合併したこと及び平成18年2月1日に輪島市と門前町が合併することにより、組合理約の変更を行うことが必要になったため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号「奥能登広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減(廃置分合)に伴う奥能登広域圏事務組合理約の変更について」でございますが、平成18年2月1日をもって輪島市と門前町が合併し、新たに輪島市となる廃置分合を原因として、組合を構成する市町及び組合議会の議員数の変更を行うとともに、組合が共同処理する事務について「能登空港の利用促進」を追加する内容であります。

次に、議案第74号「のと鉄道運営助成基金事務組合を組織する地方公共団体の数の増減(廃置分合)について」につきましても、平成18年2月1日をもって輪島市と門前町が合併し、新たに輪島市となる廃置分合を原因としていますが、規約の変更を伴わないため、旧輪島市の脱退と新輪島市の加入の手続きのみを行うものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第75号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についての議決の一部変更について」でございますが、当初7千2百万円で汚泥濃縮機械・電気設備整備を日本下水道事業団へ工事・監理委託していましたが、日本下水道事業団において実施設計作成及び工事発注を行ったところ予定価格を大幅に下回る価格で契約を行うことが出来たので、委託事業費を1千万円減額す

るものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案等各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

質 疑

議長（大谷内義一） 以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第4 議案第53号から、日程第26 議案第75号までの23件についての質疑を行ないます。質疑は前回も申し上げましたとおり、大網的な内容でお願いいたします。 質疑はありませんか。 はい、15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三）

今回の指定管理者制度についてのもろもろの施設の条例の改正の中で、私の理解が足らなかつたらお許しを願いたいと思うのですが。能登七見健康福祉の郷の条例を見る限りにおいて、町長が指定管理者になると、すでに謳ってあると思うんですが、これを順番に私の力で判断したんですが、もうすでに町長は指定管理者になるんだ、ということは今指定管理者制度をとりなさいよ、もしくは直営でやりなさいよという法令だったと思うんで、指定管理者になられるということは直営でなごみを運営するのかなという解釈に至ったんですが、このあたりをご説明願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治）

なごみ自体も指定管理者制度に伴いまして、町長が指定管理をするのではなくて、その他の、今現在はふるさと公社へ委託しております。そのような形で指定管理を行なうということでございます。同じく指定管理者制度の法に則ったことを書いてあるものです。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。

15番（宮田勝三）

私の理解力が足りないのかな。他の条例の所でそういうのが出てればなるほどと思うのですが、なごみについてだけじゃないかなと。私ばらばらと見たんですが。町長を指定管理者に改める。例えば26頁の11条中を読む限り10

条中を読む限り、もろもろ下段を読んでいくと私の能力じゃ矛盾する条例みたいなところもあるんですけども、例えば町長が指定管理者に16行目、7行目上からですね、指定管理者になると。そういう中で5条へいくと町長は地方自治法云々の指定管理者の指定するものに施設の管理を行なわせることができるとなると、町長は指定管理者になりながら他の団体であって町長が指定する施設の管理を行なわせることができる。一度町長が指定管理者になってしまった以上は、なんか町が運営するのかな、という判断になるんですけど間違いないのでしょうか、これ。

議長（大谷内義一） 健康福祉課長 中口憲治君。

健康福祉課長（中口憲治）

そういう意味ではないような記述してあると思うんですが。町長が指定管理者にという事なんで。町長が指定管理者ではございません。そういう理解をお願いします。

15番（宮田勝三）

議長最後にしますんで、そこにおってください。お願いします。

あの、くどいですかね。町長を指定管理者に改めということでのつとるから、じゃ町長が指定管理者になるということを私が最初に言ったように直営にということになるのかな、町長を指定管理者に、指定管理者というのは今回の法令に出てきた言葉ですわね。色々な応募方法を取りながら町が審査をしながら指定した人が指定管理者になるのであって、もうすでにここに町長を指定管理者と書いてあるから、私そういうふうに判断したんですけど。もう一回だけ説明を受けて、私が理解できなかったら後で教えていただきますので、もう一度お願いします。

健康福祉課長（中口憲治）

条文の中に町長ということは今現在記述してあります。それを指定管理者に改めるという変更でございます。そういう形で理解していただけないでしょうか。町長じゃなくて指定管理者ということで、町長が指定管理者じゃなくて、町長と記述してあるものを指定管理者に名前を改めるという意味でございます。

議長（大谷内義一） 15番 宮田君。答弁不備があったら、また後日聞いて下さい。 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎）

同じく指定管理者制度についてお尋ねしたいと思います。この公の施設に関わる指定管理者制度の導入、ガイドラインというところですね。ここ読んどりまして、ようするにあの公施設に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向

上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とすると、とこういう事なんです。いわゆる民活をして役所のリストラを図ると。もちろんサービスをより充実させると、いうことなんでしょうけれども、この後指定者管理に、指定管理に条例改正されたこの場所を見ておりますと、あまり利益に関係するようないところがないわけですね。どうも、公園だとか。これは民間がはたして参入してくるのかなと、まあ思うんですが。そうしますと、もしも公募してそれに対して応募するものがなかったと。こういう場合ですね、また再び公社、創生公社とか、或いは社会福祉協議会とか、そういうところに再び指定、選定されるのかどうか。この点についてお尋ねしたいと思うんです。もし、そうだとすればですね、一体何がどう変わっていくのか、これについて説明をお願いしたいと思います。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

説明させていただきますけど、まず、指定者管理制度の考え方ですけど、町に例えば施設が色々な条例がありまして、10戸あったとします。その中で、まず9月2日からですか、指定者、指定管理者による管理方法か、直営で管理する方法か、2つしかないわけです。それでどちらかのものを選択せざるを得ないということになります。結局、町が直営でする場合は、そこでその施設は話としては終わりです。例えば先ほどの中に10戸ありましてこれは、この4つについては直営のほうがいだろうと判断した時は、町は直営で行なうことになります。6つについては指定管理者制度にしたほうがいいのかという話になってきます。そこで指定者管理制度に基づく時には、今回のその条例制定が当然必要となってくる訳です。今回はできる規定で全部条例を制定してございます。したがって、その中から指定管理者制度になるわけですけど、ここで公募によるもの、公募によらなくていわゆる議会に提案して、例えば言葉不適當なのかもしれませんけれど、公募によらないと言うことは、今の言葉で言えば、ちょっと誤解があって困るんですけども、随意契約みたいな感じで、この人と契約したいと。ようするに協定したいという旨のことを議会に提案することになります。そこで議会で議決されたらその方と協定すると。6つの内、例えば2つがそうであったと。残る4つがいわゆる公募の対象になると、いうことであります。そこで公募条件つけます。先般協議会の中でも特に公園とか、管理部門については、いわゆる採算性ということになれば、採算性の施設ではないかなと私は認識していますけど、場合によっては民活の力で、それも極端にはお金のいらないという方もおいでるかもしれませんけど、町としてはこれこれの、例えていえばお金もつけるからと一つの条件の中に入れたとします。そこで、そうした方が何社か応募されるわけです。当然何社か応募されればそこで選定委員会で選定いたしまして、その方と協定をいたしたいからという旨

の議会に提案をいたしまして、議会の議決をもって協定していくということになろうかと思しますので、その条件になかなか当てはまらないということになれば、例えば一人も募集がなかったとか、ということになれば、再応募するのか、これは公募によらなくて、例えば前段申し上げた手法によるのか、それはその時でまた判断することになるのではないかというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野君。

18番（鶴野幸一郎）

やり方についてはわかりましたけれども、私が質問したのは、現在、この公園あるいは運動公園とかですね、それから一部なごみとか、創生公社等が運営しております。介護の関係でも福祉協議会が委託をうけとるとか。まあ、こういうのがありますが、それから事業団のデイサービスとか、こんなんですが、もしもいま言ったように、公募してもいないという場合は、元の業者、業者といますか、いえないか、そういう所にもう一度選定されるということがあるのかないのか、それをお聞きしたい。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸）

くどいようですが、ある意味では、その時には簡単には公募にきさなければいいわけです。そういう手法もあるでしょう。そのものはどういうものなのかはこれから協議するなかに、これはどれに適するかと、こことこの施設は公募によらない方がいいのか、公募によったほうがいいのか、それを充分全体のものを考えながら議会に提案していくこととなるのでありまして、その時議会のほうでまた判断される話ともなってきますので、いわゆる議会も当然議決していただくこともありますので、そういった地域の事情というものも当然そういった中で完備していくのではないかなという思いにはおります。

18番（鶴野幸一郎） はい、けっこうです。

議長（大谷内義一） 他にありませんか。16番 山本君。

16番（山本一朗）

議案第53号、一般会計の補正予算の方で担当課長に一つだけ簡単にお伺いしたいのですが、39頁のですね給食受託事業費で能登少年自然の家の給食事業費で百183千円かな、これ材料費が足らなくなったから補正でこうしたのか、それちょっと担当課長まず答えていただけないか。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志）

ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。給食事業の関係に関しましては、これは利用者の実績ということで、食事の材料費が不足したということで補正をお願いするわけです。補正の内容につきましては、1145食の不足分。単価的には1033円で、実績見込みも含めまして、今後3月までの利用者の食事材料費でございます。合計で予定では、3万5千545食になる予定ということで、補正をお願いする訳でございます。よろしいですか。

16番（山本一朗） まあいいわ。いっぺんおりて。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

不足したということですけど、当初予算よりか、かなり自然の家方にそういった大会とかそういうのがあって、子供さんがいっぱい泊まって、泊まったということですね。そうやね。そうでしょ。お客さんがよけい来てくれたから、当初予算の見込みよりか、来すぎたから食事もたくさんでたと。だから3月31日までのこれが不足するから今補正をかけた。それはわかりました。そうすると私一つだけこれね、お願いと注意をしておきたいんですけど。よく春先から川尻で相撲等の子供とか、いろんな合宿の子供なり、大会きますわね。たいていこの自然の家に泊まった学校から、おそらくね食事時間が決っていないんですよ。到着して風呂入ってからすぐご飯食べてくださいと。三番手、四番手に入った学校はご飯がないんですよ。そういう事実知らないでしょう。知らないでしょう。3年連続三番手、四番手にきた学校はご飯食べてないんですよ。そしてお金だけ払っているという事実もあるんですよ。全部こっち宇出津へ出てきて食べに来てるんですよ。もう先にきた子が食べた。先のAという学校Bという学校で終わりましたと、C、Dはないですよ。そのへんをきちっとこれいっぺん調べなおして、また来年度の予算です。そうしてご飯の量が少ないからなくなるのか、よく食べるのか、それやったらもう少し料金を高くしてでも、4校、5校のご飯、その日の大会の特徴を見て、その時は料金をアップしとくとか、いろんなことせんとね、もうここだけ泊まりたくない、来年からもう、この大会にもきたくないという学校2校あるんですよ。それをね、きちっと考えてそこに使われてる人と5月前後の大会で苦情だらけのとかの合間見て、今後これ検討していただけたらと思います。以上です。

議長（大谷内義一） 答弁どうですか。

16番（山本一朗） いいです。いいです。

委員会付託

議長（大谷内義一）

その他ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮り致します。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第75号までの23件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第75号までの23件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27 請願第4号から、日程第30 陳情第15号までの4件を一括議題とします。今期定例会において受理致しました請願1件、陳情3件はお手元に配布してあります。請願、陳情文書表のとおりです。局長に朗読いただきます。

（局長朗読、別紙請願・陳情文書表のとおり）

請願、陳情文書表の朗読が終わりました。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第4号 高金利引下げに関する請願について

17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一）

請願 高金利引き下げに関する請願書について趣旨説明致します。

請願の要旨としましては、国民生活の安定を実現し、深刻を極める多重債務問題を解決するため、高金利引下げに関する意見書を提出するということです。

請願の理由1番、現在の市中貸金業者の貸付金利は、市場金利に対しあまりにも高利であり、一部の善良な国民生活者にとって大きな負担となっている。

2番、高金利に苦しみ、経済的に破綻して、自己破産、債務整理をおこなう国民は年々増加の一途をたどっている。

3番、現状、日本の金利規制法たる、利息制限法の制限金利（最高年20%）、そして出資法の上限金利（年29.2%）、日掛金融業者の特例金利（年54.75%）の各規制は現在の超低金利時代に、金利規範としての合理性を有せず、早急な金利引下げの必要がある。以上により、秩序ある経済の環境整備を計り、

もって国民生活の安寧を実現するため、請願の要旨記載の採択を求めるものです。なお意見書もありますので、読んでいきます。

平成16年の個人破産申立件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402人に及んでいます。潜在的な破産予備軍といわれる人に至っては、100万人とも200万人とも言われています。また、平成16年中、7,947人の人々が経済的な理由で自殺しています。この数字は、平成2年の1,272人と比較すると実に約625%の増加となります。これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の要因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況のなか、利息制限法の最高制限金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融ですが）による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。

よって、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記の4項目が実現されますよう強く要望いたします。

1. 利息制限法の制限利率を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。
2. 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
3. 貸金業の規制等に関する法律43条のみなし弁済規定を廃止すること。
4. 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますとなっております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（大谷内義一）

請願の趣旨説明が終わりました。お諮りします。ただいま議題となっております、請願1件、陳情3件は請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。したがって、請願第4号から陳情第15号までの併せて4件を、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定致しました。ただいま付託されました請願1件、陳情3件の審査結果については、本定例会会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

休会決議について

日程第31 休会決議についてを議題と致します。お諮りします。委員会審査等のため、12月14日、12月16日から12月18日の併せて4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、12月14日、12月16日から12月18日の併せて4日間を休会とすることに決定致しました。次回は12月15日午前10時から会議を開きます。以上で本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(午前11時21分)

開 議

議長（大谷内義一） ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合は、前の質問席で行っていただくようご協力をお願い申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 皆さん、おはようございます。ただいまより9番 志幸、一般質問を行わせていただきます。今回は3点お願いしたいと思います。

1点目、学校及び保育所の統合についてただしたいと思います。

1つ目といたしましては、小中学校の現在の統合予定についてお聞きしたいと思います。2つ目、保育所の今後のあり方についてお尋ねしたいと思います。3つ目といたしましては、小中学校の児童生徒の登下校による現在の安全対策はどのような行動をとっておられるのか。また、今後どのような行動をとっていかれるのかお聞きしたいと思います。この質問には、町長、教育長より答弁をもらいたいと思います。

2点目に移ります。行政改革の一部として事務的規制緩和について聞きたいと思います。

1つ目として、今後の、町長よく言われます、言葉に出しておられるけれども職員の削減について今後の予定をお聞きしたいと思います。2つ目としましては、職員の減少が町民の方々に対し行政サービスの低下につながると思われるわけでございますが、よって庁舎内のできる事務的規制緩和が必要ではないかと私は思うわけであります。町民に対し

での十分な対応を実行するためにも、町長はこの行政改革に対しまして行動を起こすのか起こさないのかお聞きしたいと思います。

それでは最後の3点目に移ります。厳しい世の中でございます。来年度予算の見通しについてお聞きしたいと思います。

1つ目としましては、予算編成に当たり、私は前の議会にも質問をしたと思いますが、このごろマスコミ情報によります地方財政の責任が迫られる中で、私たち自治体は地方交付税等の依存財源の割合が高く、ましてや過疎化や少子・高齢化にあっては三位一体の改革により地方交付税や国庫補助金が削減されます。地方への税源移譲がなされることもともと財源基盤が弱い私たち自治体は自主財源の割合が低うございます。私たち町ではマイナスの要因が多々あります。私は、この情報を私なりにこのような格好で理解しております。よって、町長は来年度予算の計上について町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上3点を町長並びに教育長にお答えをしていただきたいと思います。場合によっては再度質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、志幸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、学校及び保育所の統合ということなんですが、学校統合に関しましては現在、教育委員会で能登町における学校再編実施計画を策定し、再編に向けて地域説明会の実施などに取り組んでいるところであります。総体的には、現在設置しております9小学校、6中学校を平成20年3月までに5小学校、5中学校に整理統合するというものであります。

議員御指摘のとおり、教育の必要性和国の三位一体改革によりまして地方財前の硬直化の中で、また町村合併以降の能登町における地域のあり方を考え合わせて施策に反映させていきたいというふうにも考えております。

将来の学校数及び通学区域のあり方につきましては、町全体の将来像や学童の育成と安全面、さらには出生率、児童生徒の推移などを考慮して教育委員会で検討し、計画的に取り組んでいきたいというふうにも考えております。

また保育所に関しましては、現在、当町には公立保育所9カ所、私立保育所2カ所がありまして、園児の数は公立、私立合わせて542名となっております。これまでの保育所の廃止、休止及び統合を検討する場合の基準というのは、原則として10人を下回ったときに考

えるということにしております。また、適正な保育所の定員というのは、やはり学校とは違うというふうに認識しておりますし、今後は保育所に関しては、やはり民営化についても検討をする必要があろうかというふうにも考えております。

次に、生徒の登下校による安全対策につきましては、教育長の方から答弁させていただきたいと思っております。

2点目の行革の事務的規制緩和についてであります。まず職員数に関しましては平成17年4月1日現在では579名の職員で17年度がスタートしております。職員数は当町と同規模の類似団体と比較いたしますと現時点では130名ほど多くなっております。今年度中に行政改革推進委員会の答申を得まして、職員定員適正化計画を定め、これを住民に公表する計画にしております。

現段階では新規採用を極力抑え、そして退職者の一部補充することなく対応することとしておりますし、職員の削減目標に関しましては5年後の平成22年度当初で約70名減、10年後の27年度当初ではさらに70名以上の減を考えております。計年間、10年間では140名を超える削減計画を立てたいというふうにも考えております。さすれば現在の579名から430名程度、25%の減になるということで、それを目標に今後は取り組んでいきたいというふうにも考えております。

次に、庁舎内での規制緩和についてであります。やはりこのことに関しましては窓口における申請や届け出の手續の簡素化の実施であるというふうにも考えております。現在の庁舎窓口で取り扱われております申請、届け出につきましては400から500種類あるというふうにも言われておりますが、日常的には住民基本台帳事務、戸籍事務、税務事務、保険事務などに係る申請や届け出が主なものかというふうにも思っております。本町のように高齢化が進んでいる地域では、各窓口における各種の申請書の記載内容はわかりやすく、かつ添付書類を少なくすることについて以前より研究を進めてきましたが、本年4月からの個人情報保護法の施行や、全国的に発生しております犯罪に結びつく虚偽の婚姻届け出や保険証の再交付申請により第三者が莫大な被害をこうむる事例が発生していることから、窓口での運転免許証等により本人確認が義務化されましたが、高齢者の皆さんには一部戸惑いもあろうかというふうにも思っております。

このような中で、能登庁舎では合併以前からワンストップサービスを導入し、住民の窓口サービスは1階フロアで完結できるように実施してまいりました。今後におきましても各庁舎でもワンストップサービスの継続と各申請書の記載事項や添付書類の再点検のほか、

本人申請に限っての押印の省略あるいは電話、ファクスによる各証明書の予約、交付を検討していきたいというふうに考えております。

行政事務が複雑、多様化する中で、住民サービスをわかりやすくスピーディに提供するためには、多岐の分野にわたって対応できる窓口担当職員の育成が最も重要であると考えておりますので、これにも今後は取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、来年度予算の見通しについてであります。平成16年度の決算統計の結果、当町の経常収支比率が102.1%、起債許可制限比率が17.3%という結果でありました。

三位一体の改革は、地方交付税や補助金を削減するかわりに財源を地方に移譲するというものであります。一見、地方分権時代にマッチした措置で、地方が自由に使える財源が多くなるように聞こえますが、議員ご指摘のとおり過疎化、少子・高齢化によって生産人口が少なく、財源を国に依存するという当町のような自主財源が脆弱な公共団体にとりましては、さらに財源が不足する方向に進んでいくものと考えざるを得ません。地方分権、地方の時代と言われながらも財源の確保が困難な我が町にとりましては、町民のニーズにこたえなければならないという責任の重さを痛感しております。

行政改革大綱に数値目標を定めて今後の行財政運営を進めてまいる所存でありますので、よろしくお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 志幸議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒の登下校時の安全対策についてであります。児童生徒の安全対策については教育委員会といたしましても最大の関心を持っているところです。人的な防犯面のみならず自然災害などから子供たちが安心して学業に励める環境を整えていくということですが、現在は学校、家庭、地域が一体となって安全対策に取り組んでおります。

具体的には、学校においては不審者の学校侵入対策として、来校者の名簿への記入やネームタグの着用、能登警察署との連携した模擬訓練、登下校時における安全マップの作成、そして教職員の街頭指導の実施などを行っております。

地域においては、学校と地域の連絡網として学校安全推進委員会や子どもを守る会などを組織し、あいさつ運動やパトロール活動などを展開して連携を密にしているところです。

さらに、家庭に対しては下校時間を連絡しておくことや、保護者と教職員が連絡、情報

交換をとり合っているのが現状です。

今後は細部における危険箇所の把握や現状を見詰め直し、さらに具体的な方策を学校、家庭、地域が連携を密にとっていくような対策を講じていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、今に増してさらなるご指導と情報提供をお願いいたします。
以上です。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 再質問を行いたいのので、よろしいでしょうか。

1点目の学校問題、それから児童生徒の安全対策について再質問させていただきます。
学校問題の統合については町長に答弁願います。

先ほど町長、数字を言われましたけれども、ここに書いてありますけれども、私の言いたいことは、学校の統合については、こういう経済事情の厳しい折にも、旧柳田村の方々がやられたように旧町村においては1つの小中学校、旧内浦町にも1つの小中学校ということで、3中学校、3小学校ということを私は希望するものでございます。

こういう経済事情の厳しい折に対しましても、それもちよっと私は私なりにお調べさせていただいたんですけれども、経済面においても旧町村名がおのおの小中学校1校にすれば、経済効果並びにそういう問題が小学校の場合は3小学校になった場合には5,000万弱というような経済効果が出ると思います。それについて、それを教育問題に削減しろということじゃなくて、その削減された予算に対して、まだまだ安全対策問題、そういういろいろな教育問題の中に補助をしていかれるのではないかと私は思うわけでございます。

それから、先ほど小学校の経済効果を言いましたけれども、中学校に対しましてもやはりちよっと小学校より経済効果が下がりますけれども、やっぱり3,000万から4,000万という経済効果があるのではないかなと私は思います。

それから、スクールバスにおいても、やはり安全対策の間接的効果になるのではないかと思います。

そういうような格好の中で、やはり20年には何校、何校と言わずして、ことしの場合があればですけども、まだ1年あります。来年、18年、19年は。町長も頑張って指導力を発揮されながら、そういうような端的に長期型じゃなくて一遍にそういうふうにしてやれば、やはり経済効果も出るし、生徒の安全対策にもなる。

今の父兄の方々は、私がちょっとお聞きしたところ、やはり働く時間が欲しい。子供をもうけられない。少子化。そういう問題にもプラスになっていくのではないか。やはり子供を抱えた親は、子供の安全を考えながら仕事もできない。そういうような現状に置かれておりますので、やはりいろんな問題も町長は考慮しながらやっていくべきでは私はないかと思います。

住民課の方よりの提示、先ほど町長も答弁されましたけれども、零歳から9歳までは1,399人ですか。大体1年に140人でございます。そうすると、50人弱のクラスが5つできるわけで、私たちの時代とは全然違うものですから、統合についてはそういうこともかんがみながら、やはり指導力を発揮されて早急に19年度には3つの小学校、3つの中学校を要望するものであります。町長の答弁願います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどの議員さんのご質問なんですが、やはり将来の学校数に関しましては、先ほども言いましたが能登町全体の将来像というのも必要ですし、また児童生徒の推移なども考慮しなければならないというふうに考えております。

確かに経費的なことを考えれば、そういう3小学校、3中学校というのは理想かもしれませんが、やはり能登町全体を考えたときに、それでいいのかということもあります。もちろん安全面ということで、スクールバスでの送迎ということであれば安全なのかもしれませんが、やはり今後の将来像を見据えた上で決定していきたいというふうに考えておりますし、当然それは教育委員会の方で検討もしていただくというふうに思っておりますので。今は3小学校、3中学校にするということは言えませんが、将来像を見据えた上で検討していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） その予定がおありなようで、再度質問、この問題については私は理想でございますので、また町長、検討しながら指導力を発揮してやってくださるようお願いいたします。教育長にお尋ねいたします。安全対策について。

教育長、やはりべらべらとしゃべりましたけれども、新聞等でも毎日出ているわけでご

ざいます。しゃべるだけが能じゃないと私は思います。実行がやはり伴わなければ、全国的に毎日、新聞に出ているわけでございます。

教育長は警察とタイアップしながらというようなことで言うておられましたけれども、やっぱりきょうのテレビ、朝、私8時のテレビでもこの安全マップ対策。一度これボランティアの方々が安全マップをおつくりしたということで読売に能登町は出ておりましたけれども、こういうことは民間の方も父兄の方々もそれ相当に心配しておられることでございます。こういう問題は、事件があつてからでは遅いわけでございます。やっぱりこれも教育長の本当にすばらしい能力を発揮し、また行動力を発揮して行動してくださる。また私たち議員自体も、やはりそういう場へ出なければならん場合もあると思います。それについてはやぶさかではありません。ご指示をしていただければ、また協力もいたしますし、またボランティアもさせていただきたいと思います。

教育長、今後の生徒を持つ親に対しての安全並びに今後の生徒児童の安全を教育長の指導力でやっていただけるのかいただけないのか、行動していただけるのか、ひとつ答弁願います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 教育委員会としても、先ほど申し上げましたように児童生徒の安全確保、大変関心を持って未然防止ということで力を注いでおります。例年、恒例の校長会等には、常に自校の学校の安全、そして生徒児童の登下校における安全確保ということを申し上げておりますし、指導しております。

各学校は、それぞれの学校の仕方でPTA、教職員、そして地域の方の援助をいただくという形で未然防止の活動をしておりますので、もしさらにこういう点というご指摘があれば、それを前向きに取り入れて、当町の児童生徒には決して痛ましい事故が起こらないように、事件が起こらないように努めてまいりたい。そういう決意でおります。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 教育長の行動その等について意気込みが見られましたので、この質問に対しては。ただし指摘があればということで、やはりテレビ等では町民の方並びに皆さ

んが一体になって児童生徒、国の宝なんです。また、能登町のやっぱり宝なんです。そういうものを町民一体として守っていこうじゃないかというような推進事業をやっていたきたいなと思っております。ちょっと女の子に声をかければ変なやつと言われたり何だり。そういうものじゃなくして、やはりそういうふうな格好の中で教育長の指導力を期待しまして、この再質問は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

第2問目の再質問というよりも、町長の答弁によって私なりに言いたいことを言わせていただきたいと思います。

町長は、いろいろと仕事の量その等どうのこうのと言いましたけれども、140名の削減、130名人間が多いというようなことでございます。ほかの自治体よりも。そういうような中で、10年後には140人、70人以上ということで10年後には言われましたけれども、そうすると140人以上ですね。町長。そういうようなことで意気込んでおられる。やはりそれについて職員を削減すれば、町民とのサービス事業というものは減少されていくのが私たちの心配の種ごとでございます。それについては、やはり事務的な規制緩和というものも必要だと思います。町長の意気込みを私わかりましたので、この2問目について私指摘したいのは、人間が少なくなっても職員の一人一人の責任を指導力で把握をさせていただいて、また高度な行政サービスを提供するには専門知識の技術職員をこれから多くまた採用するには、そういうことも。前回も言いましたけれども、そういうことも頭に入れながら採用していただきたいと思って、そういうような時代が来たのではないかなと思います。

指導力を期待しまして、町長、2問目は再質問は控えて、3問目に移って再質問させていただきます。

最後にあれもこれもということを私言いたくないんですけれども、町長、1点だけ再質問させていただきます。

私は、これが一番これが一番ということで、財政が厳しいことは言えませんが、経常収支比率が結局102%、それから起債制限比率が17%、14%を超えております。大変な自治体だと私は思います。それについて、やはりまだまだいまだにいろんな計画、今立てて来年度は出てくる、10年計画出てくるんだろうと思うんですけれども、私は産業、福祉、教育というものについては、私は経済の中で、予算の中で一番重要視していかなければならんというようなことだと思っています。ただし、まだまだ今は箱物政策、維持費のかかる問題、その問題については今は時期尚早だと思っております。町長の見解を聞きたいと思います。やはり人件費の要る箱物、並びに利用価値の少ない高価な建物。何しろ箱物に

においては極力考えていっていただきたいと思うわけでございます。

その問題も踏まえながら町長に答弁いただきたいなと思っておるんですけれども、いろいろと予定が時間も過ぎましたので、その1点だけにおきまして、箱物を見合わせる、維持費のかさむ施設の解体整理を実施する、並びに目的も同じくする施設の統合を行うなどいろんな問題を考慮してお願いいたしたいと思います。町長の答弁を求めます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、この能登町の財政構造の問題点というのは、やはり人件費にあるのではないというふうに私は思っております。補助費や、あるいは特別会計の繰出金、そして公債費にあるというふうに思っております。特に公債費に関しましては、類似団体が15.4%であるのに対して能登町は31.8%と高い値であります。類似団体の約2倍というふうにもなっております。

今後は、そういった繰り上げ償還を実施し、経常経費の削減をさらに進めるとともに、今ほど議員のご指摘ありました慎重な箱物整備や解体整理の実施、そして目的を同じくする施設の統合などを行うなどを積極的に進めていきたいというふうに思っております。

行政改革大綱に沿って、地域に合った住民生活の安定を重点とした施策を進めていきたいというふうにも考えておりますので、今後とも何とぞご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

議長（大谷内義一） よろしいですか。

9番（志幸松栄） 以上、答弁もらいましたので終わります。

どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 私の質問でございますが、9番の志幸議員の質問と重複する点がございましたら答弁は要りませんので、前段にお話をさせていただいておきます。

私の方から3点についてお伺いをいたします。

先般、広島県、栃木県等々におきまして女兒殺害事件という痛ましいことが相次いで起こりました。まずもってお2人のご冥福とご家族のご心痛をお察し申し上げるところでございます。

さて、このような痛ましい事件が近年後を絶たないわけですが、このたびの事件を背景に、町としてどのような対応策や指導をなされたのか。一部では学校の方へいろいろとどのような安全対策を講じておられるのか等々の問い合わせを委員会の方でされたとは聞いておりますが、いま一度お尋ねをいたしたいと思います。

次に、学校統合と耐震対策についてであります。聞くところによりますと来年度には瑞穂小中学校が鶴川小中へ統合という運びの話を耳にしております。この鶴川小中でございますが、耐震計画は来年度、18年度のような話も聞いております。今後の統合について、また耐震について、これは明確にしていきたい。

宮地小学校統合の際に、私は宮地小学校が瑞穂小学校へ統合して何年もたされるのかなと。また数年の間に統合の話になるおそれがあるのではないですかというような意見を述べさせていただいた経緯があります。まさしくそのとおりではなかったのかな。わずか三、四年の間に宮地小学校が瑞穂へ行き、瑞穂小学校からまた鶴川小中学校へ統合される。この宮地地区の住民の方々には、いろんな思いが交錯しておられるのではないのでしょうか。二度とこのような短期の統合、移動が生じないきっちりとした統合を明確に住民にお知らせする必要があると思われまして、当然、耐震についても耐震実施はもちろんですが、最近は大変耐震について取りざたされておるわけですが、今回の耐震についてはいろんな偽装問題絡みがありますけれども、ぜひ耐震診断は早急に行う必要が不可欠と思われまして。診断結果によっては、統合の形や計画年度が急に変更になるやもしれない。そういうことが想定されると思われてならないのであります。

最後に、能登消防署の内浦分署、柳田分署における署員数のことでありますが、合併前より減となっています。この件については、6番、奥成議員からも以前には質問があったわけですが、全力投球をするというようなご答弁をいただいて終わりました。しかしながら、火災と救急など、あいにく同じくして発生した場合、非常に厳しい体制で、以前でさえも大変厳しい状態であったと思われまして。柳田で2名、内浦分署の方で4名の減はいかがなものか疑問に思うのであります。

数千万円もするという立派な高規格車が、例えば署の前で要請があったにせよ対応出動が不可能となれば、例えば士気盛んな署員、そしてまた救急を要請された方々のお気持ち

を想定するならば、早急な対策を講ずることが非常に大切でなかろうかなと思うのであります。

署員の確保についてのお考えを、住民に安全と安心というものを与える観点に立ってお答えを願いたいと思います。

以上で終わります。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 宮田議員のご質問にお答えいたします。

児童生徒の登下校時における安全対策について、女児殺害事件続発に対する町としてどのような緊急対策をとられたのか。また、今後の安全対策をどのように講じられるのかについてであります。まず、この痛ましい報道に接しまして、即、小中学校校長会のリレー電話でもって学校の安全に万全を期するよう通知いたしました。また、その後に届いた県教委の通知文「児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」をファクスをし、その徹底を指示いたしました。

議員各位がご心配されている児童生徒の登下校における安全対策ですが、緊急かつ重要な対応が迫られる問題で、教育委員会でも真剣に取り組んでいるところであります。

まず対策として、各学校の危機管理マニュアルの再確認と、その機能する指導、教職員による街頭指導、さらに警察、学校、保護者並びに地域住民により組織されるパトロールや巡回指導を強化しているところであります。

また、日ごろより発信しております学校だよりの内容の充実や下校時刻を保護者と連絡、確認するなどの対策を講じてきております。

今後さらに校内における危機管理、不審者侵入対策や自然災害に対する対応を同時並行して、また計画的に実施すべく予算措置や状況確認をさまざまな角度、視点から細部にわたり検討してまいりますので、適切なご指導とご協力をお願いいたします。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 私の方から、まず学校の統合と耐震計画について答弁させていただきます。

学校統合、再編につきましては、教育委員会の方で実施計画を策定して、実施に向けて今現在取り組んでいるところでありますが、このような中で、やはり統合計画と耐震改築計画というのは並行して取り組むべきというふうにも考えております。

現在、耐震改築や大規模改築を計画的に実施しておりますが、ご心配のとおり未実施の学校も確かにあります。耐震大規模改造が必要な学校は、小学校5校、中学校4校の合計9校で、うち小学校1校は今年度中に耐震診断を行います。また、他の学校におきましても耐震診断の実施、改造並びに大規模改造をあわせて計画的に今後実施していきたいというふうに考えております。

次に消防関係なんですが、現在、能登消防署25名、内浦分署15名、柳田分署15名の現体制が発足しまして9カ月となっております。このことにつきましては、合併協議会での分科会において常備消防職員の有効な配置について検討したところであります。その間、今月5日に発生しました暴風雨による高潮災害を初め、台風、大雨等の自然災害に対し、常備消防と消防団並びに関係機関との連携をとりまして被害の拡大防止に努めてまいりました。火災、救急活動につきましても例年並みの出動件数で推移しております。

ご指摘の救急活動につきましても、出動のおくれによる住民の皆様には不安をもたらしたことはないというふうに思っております。また、火災出動につきましても最少限度の被害で阻止してまいっているというふうにも思っております。さらには、住民各位からの多くのボランティアにも支えていただいているところです。

しかしながら、今後、高齢者ドライバーの増加やあるいは道路事情、そして自動車の大型化による交通事故等も増加の傾向をたどっており、その内容も多種多様化していることから、現時点での消防体制が時とともに変化するものというふうにも思っております。

現体制が発足して間もないこともありますが、今後、メリット、デメリットの検証も必要かと思いますが、当分の間は現体制で運用していきたいというふうに考えております。

また、各分署が同時に出動できる人数は、旧の町村におきましてもいずれも同時出動はできない状況でありました。同時出動するには、やはりグレードにもよりますが25名以上の職員数が必要というふうに考えております。能登町となりまして、能登消防署において25名体制が構築でき、同時出動が可能になりました。内浦、柳田分署との同時出動も十分な体制となっております。

また、火災と救急の同時出動件数は年間で見ますと、柳田、内浦分署におきましては年間約一、二件程度であります。その同時出動に当たりまして、非番員の招集あるいは能

登消防署からの出動で対処するというにしておりますので、今のところはそれほど問題は無いというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 再質問をお願いいたしたいと思います。できる限りまとめて、時間等々の問題もございますし、お話しさせていただきたいと思いますが、何分まとめにくいことでもありますので、もし重複したらお許しを願いたいと思います。

まず教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

たしか志幸議員の中でも安全マップ等々の作成というお話もお聞きいたしました。まずこの安全マップについては、能登町学校安全推進委員会、その組織はたしか旧の能都中学校の校下内の学校だけが一つの組織として活動され、マップをつくり、また県からも補助金ですか200万等々の補助をいただきながら、生徒さんに防犯ブザーですか、ベルといいますか、お渡しすることもできたということですが、この件に関しては、たまたまそういうような能登の方に1カ所指定しようというようなお話しの中でうまく乗ることができて、いろんな学校への安全のためにすこぶるいいものができ上がったのではないかなと思います。

しかしながら、例えば鶴川小中学校ですか、18年度から。また柳田の小中や小木、松波の小中等々もございますが、このあたりの指導的なことや、例えば旧の能都町の校下の学校の生徒さん方がそのような形で防犯ベル等々をいただくことができたということですが、ほかの学校についての今後のそういったレベル化といいますか、皆さん公平にして扱うためには町として何かを考えておられるのかどうか。

それから、マップを当然、教育長も拝見されておると思いますが、教育長自身が水に関して危ないところ、例えば暗いところというような形でつくってありましたが、ご自身で歩いてみましたかどうかひとつお聞きをしたいし、もし拝見して危ない、危険、暗いというようなイメージをいただいたところには、今後どのような処置を講じていこうかなという思いがあるのかなのか。見られておらなければわからないことなんです。

あと、まずは統合のことですけれども、私は、統合は年度を追って考えていくのは当然そうしなければならんし、大切なことだと思います。たまたま今月の、執行部の方ご存じかもしれないけれども、今月の初めごろでしたか、宮城県の登米市立小学校という2校な

んですけども、第1小と第2小とあるらしい。インターネットで出したんですが。耐震調査を行った。たまたま私、神野地区の方から来ている議員として話しするんじゃないんですが、たまたま学校でそうことを調べておりましたら、たまたま神野の小学校の建築年度と同じでございました。国が56年以前、以後というような形で打ち出した、それ以後の建物ですけども、耐震調査を行った。耐震調査を行ったら、何の返事もなく即座に使用停止だと。そういうことで、どこか近くの中学校の方かどこかへ空き部屋を利用して、当然、今どこの学校もそういうことで空き部屋があると思うんですが、即座に子供たちを統廃合の話もそういうことじゃなしに、危険だということで子供たちが学校をかわった、場所をかわったという事例も新しいニュースでございます。

だから私は、町長の方は耐震の調査イコール耐震補強ですか耐震工事ですか、同時に考えていくべきであろうというようなお話でございましたけれども、耐震調査をすれば今どんな状況か、急を要しなければならないのではないかとということも起きるかもしれないし、統合がそれによってまた早めなければならないかもしれない。子供たちの安全を守る観点から、それはぜひしてほしいと思うんですし、耐震が調査をすれば、私、設計士さんに少しばかりお話聞いたんですが、耐震の調査をすることが、例えばことし耐震の調査をした。2年後、3年後ぐらいにはその耐震の調査をもとに耐震設計に入ることもできる。そして2,000平米ぐらいの、おおよそですけども2,000平米ぐらいの学校の耐震調査は、聞くとところによると百六、七十万か200万以内ぐらいで耐震調査はできるだろうというお話を聞きました。

そういうことで、これだけ今イソウ実験でありますけれども、震度5強手程度ですらもすぐ立ち退きなさいよと言われておる中で、将来ある子供たちを危険にさらした学校に置くことはいかがかな。当然、統合もあわせて考えるならば、耐震調査がまず非常に不可欠でないかな。それによつては当然、統合の中身もひょっとして変わるかもしれないし、急がなければならないかもしれない。そのあたりをやりますとこの場ではお話はできないかもしれませんが、私の気のついたこと、調べたことの中で、私は耐震調査は絶対これは急がなければならないと思うんですが、そのあたりに関してご答弁を願いたいと思いますし。

それと最後の3点目の消防署員のことですが、現段階では特段問題がなかったように私も聞いております。しかしながら、先ほど志幸議員の職員定数の話の中で、町長は百数十名、百七、八十名でしたか、何年かの間に。そういう形の中で、一応今の規模の自治体からいけば多いんだという中で、私は消防車と救急隊が同時に出れるだけのものをすれば最

高ですが、それが不可能ならば、例えばこんなことも聞いております。

例えば4人体制で、1人の署員が例えば各分団の方へ定例日等々にもし出向かなければならんときに、残されたのは3人だと。そこへ救急指令があったときに、1人は通信員、出動体制は2人。出動体制2人というのは、救急隊の場合は3名が法的に拘束されているという話を聞いているんですが、消防車と高規格車を動かすスタッフを一度にそろえるのも大変ですし、そろえるというのも無理だろうと思うんですが、少なくともこれだけ団塊の世代の人が多くなっていく中で、救急隊の出動要請は非常に多いだろうと思うんですが、聞くとところによると16年度ですか、3署で、柳田、内浦、能都以834件ということをお聞きしました。そしてまた、この3署で1日2回以上出たというのは合計すると209。能都消防署で112日、内浦で61日、柳田で36日。これは3回出た日もあったかもしれないけれども、一応2回以上出た日がこれだけあるということになると、一つの自治体で非常に財政も厳しいと思いますが、この合併を機に役場職員等々の中で、もしそういうことで、私はもし町長のお許しが得られるならば通信員になってもいいですよという方がおいでるのなら、ぜひそういう形でお考えを願いたいと思います。以上3点についてお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、学校の耐震診断につきましては、決して耐震診断と大規模改造を一緒にするということではなくて、耐震診断を早急に手がけていかなければならないというふうに思っております。やはり能登町を背負って立つ大事な子供たちを守るという観点からも、安全な、そして安心して教育できる環境というのを整えなければならないというふうに思いますので、これは前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に消防に関しましては、まず現在、合併以前の3町村での常備職員数が55名体制ですか。それは今現在も当時と変わりなく55名で行っております。これで十分と言えるということに関しましては、際限はないのかもしれませんが、近隣の市の体制をちょっと参考にしてみますと、輪島市が2署で45名、珠洲市が2署で42名体制であります。人口割あるいは面積割のいずれにおいても能登町の職員数というのは充実しているというのが現状だということを報告させていただきたいというふうに思っております。

また、役場職員が事務的な補助であっても消防職員としての専門的な教育、訓練も必要となりますし、また、今現在役場が分庁舎方式を採用している関係、行政改革を進めなけ

れば余剰職員数というのも一挙には望めないというふうにも思っております。また、職員の任命権者が異なること等もありますので、いろいろ役場職員を消防署で勤務させるというのは難しい面が多々あろうかというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 時間がないので、私の思いをまとめて述べさせていただきます。

教育長におかれましては、指導的な立場として、子供たちの安全、安心のためには自分の足を運びながら、安全マップせっかくできましたので確認をしながら、また特に暗い等々とかに関しては、すぐ思い出されるのは防犯灯でございますけれども、一挙にそれを完備しろなんて非常に厳しいので、大変苦しい中でもここだけぐらいはこうしなければならんのかなという思いをはせていただきたいし、ぜひ現地を確認していただきたいと思います。

それと診断に関しても、私は絶対にこれはしなければならんと思っておりますので、ぜひ予算の都合もありましょうが考えていただきたい。

それから消防署員のことですが、私は、やってやれないことはない。これだけ町職員の数の問題等々のある中で、努力次第では通信員ぐらい1名置いて救急隊3人が出れるぐらいの署員が分団へご用に出られたときの体制ぐらいや、それからまた防犯や防災の啓蒙に職員がどこかへ指導に立った場合に、残されているのが3人で、通信員が残るとあと2名になる。それぐらいは何とかクリアできるのではないかと思います。

最後に、私のきょうの質問ですが、3点とも安全と安心につながる問題だと思います。余談になりますけれども、町長は、住民に負担の小さい、サービスの大きい町を目指すんだとおっしゃって合併を推進してまいりました。しかしながら、私はそれは町長を責めるというよりも、こういう財政の中で負担金が小さくなったり助成金が大きくなったりするのは非常に難しいと思います。せめて住民に安全、安心、子供たちには安心して学ぶ学校や道路事情を整備することが大事であろうし、団塊の世代ら等々を考えれば、非常に高齢者の方が多くなる。救急隊の出動ぐらいは、せっかく4,000万、5,000万の救急車がございますので、できれば住民に二言で、安全、安心のこの2文字をぜひ与えるべく鋭意努力を願いたいということを申し述べて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 5分間休憩いたします

午前11時04分休憩

議長（大谷内義一） 会議を再開いたします。次に、6番 奥成壮三郎君。

6番（奥成壮三郎） 通告いたしました3点について質問させていただきます。お手元に配付させていただきました、ちょっと見にくいんですけども交通安全についての能登町の平成元年から平成15年までの死亡事故現場の地図です。これは能登警察署からお借りしてきたものですが、ちょっと見にくいかもしれませんが。

まず、その資料の左下の瑞穂地区に多くの方が亡くなっております。この現場には最近なんですけれども電光掲示板を設置したところ、死亡事故がなくなったということです。また、真ん中の上の方にありますちょっと白い丸印があらうかと思います。これは旧柳田村の町野川石井橋からの上り坂付近で、ほとんどの方が歩行者の方が亡くなっております。右側の方では、旧内浦町で珠洲道路の入り口、パチンコ屋の近くになるんですけども、そこら辺にも多くの方が亡くなっております。

そういった中で、56名の方々の亡くなられた主なデータといいますか、発生月を見ますと、3月と8月から12月で42名、75％。発生時間が午後4時から7時が23名、41％。曜日別にいきますと月、金、土が35名、62％。天候は晴れ、曇りが47名、84％。路線では国道が22件、主要地方道が16件、珠洲道路が10件、町道が5件。類型としましては、歩行者が17名、単独事故、路面逸脱が15名。年齢はゼロ歳から19歳が5名、70歳から89歳が26名、計31名のいわゆる交通弱者ということになっております。

こういった状況の中、能登警察署では能登柳田交通安全協会、交通推進隊、また女性ドライバーズ、老人クラブなどの多くの組織の方々と交通安全運動を展開しております。国道や県道、主要地方道と管轄外の箇所はありますが、町として町民の安全を確保するため、交通事故多発現場の事故防止策を検討、実行すべきかと思います。今後の交通安全対策をお聞かせ願います。

2点目は、映画「釣りバカ日誌」の誘致について。

私は旧内浦町の平成12年6月定例会において、赤崎海岸釣り桟橋などを舞台に奥能登広域圏で誘致したらどうかと一般質問させていただきました。当時の新谷町長は、この提案について、映画を誘致するとなれば約3,000万円の費用がかかるため、地引き網などを利用した体験の町として進めていくとのことでした。この「釣りバカ日誌」がいよいよ来年、石川県を舞台にして制作されることとなり、12月にはロケハンティングが行われるという

ことです。

新聞記事を見ますと、主なロケ地は開湯1,200年の節目となる和倉温泉、珠洲市の日本ジャンボリー、そして金沢市となっていました。役員編成も顧問に谷本知事や各市長が就任されており、能登町としてはいささか寂しい限りです。

私たちの町には美しい海岸線や多数の遊魚船、釣りすぼとがたくさんあり、また勇壮なキリコ祭りや海にまつわる伴旗祭りもあります。全国へアピールできる絶好のチャンスに能登町としての熱意を持った誘致活動をしていたのか、また全くしていなかったのか、プロセスと現状を報告願います。

続いて3点目です。3点目もカレンダー、旧内浦町でこういったロマンの里カレンダーというこういうカレンダーがあります。それも皆様のところにコピーを配付させていただきましたけれども。

ちょっと見ますと、3月のカレンダーですけれども、3月1日、学校訪問、白丸保育所、2日、白丸公民館祭り、3日、ひな祭り、松波、小木保育園などなど、こういうことになっております。そのほかに、小中学校や県立高校の入学式、卒業式、PTA活動や各スポーツ大会の日程、全町内の祭礼やイベント日程、町主催の行事などあらゆることが掲載され、日常の計画が立てやすい、利用価値のあるカレンダーでした。

また、柳田村においても、ごみの日カレンダーがあったとも聞いております。

どちらも非常に使い勝手のいいものかと思っております。

来年から製作し配付できないものか、お伺いします。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、奥成議員の1点目のご質問ですが、交通安全対策についてということであります。

能登町になる以前から、各旧町村では危険箇所や必要箇所にはカーブミラーや道路照明の設置等を行ってまいりましたが、過熱します車社会においては確固たる歯どめ策にはなり得ないのも現実だったようであります。

このような状況の中で、能登町では交通安全協会能登支部を初め能登町交通推進隊、レディードライバーズクラブ、シルバードライバー友の会など各種団体の方々に、各地区で交通安全運動を展開していただくとともに、交通安全意識の高揚に取り組んでいただい

いるところであります。また、議員ご指摘のように事故多発地帯における道路情報提供装置の設置等が功を奏しているのも事実かというふうに思っております。

今後の交通安全対策としましては、これまで以上に能登警察署並びに地域で交通安全推進のために活動しておられる方々との連携を密にしながら、国道や県道、主要地方道など所管外の箇所については速やかに所管課に連絡、要請して対処したいというふうに思いますし、町道等につきましては、交通事故多発現場と思われる箇所ばかりでなく、危険と思われる箇所についても、奥成議員ご提案の件も踏まえて能登警察署など関係機関と十分協議、そして必要な防止策を講じてまいりたいというふうに思っております。

次に、「釣りバカ日誌」の誘致活動に関してなんですが、この「釣りバカ日誌17」誘致の計画につきましては、ことし6月に県が松竹株式会社に対しまして、能登を中心とした誘客促進に向け、県内を舞台とした撮影の誘致を要請されたものであります。松竹株式会社の方では、県の要請を受けまして、金沢市のほか、ことし9月には能登地域でも現地視察を実施され、その上で新聞で掲載されましたように10月に能登半島を中心に金沢市を含めロケ地に選定され、映画作製が決定したものであります。

町の誘致活動につきましては、担当課長より説明させていただきたいというふうに思います。

次に、能登町のカレンダーの作成につきましては、現在の能登町のたくさんの行事日程等のカレンダーが作成されれば、暮らしの情報として活用でき、町民にとっては便利であるというふうには思います。議員ご指摘のように、旧内浦町におきましては昨年まで作成しておりましたし、旧能登町でも数年前まで作成しておりました。

カレンダー作成には、役場内における関係各課の行事予定日程の策定と関係機関との調整等が必要であり、町内会行事やその他の日程につきましてもデータの作成に多くの日数を要することというふうに思います。年度当初に作成し、行事予定などを盛り込む場合、ほとんどが予定ということであり、日程が決まり次第、改めて個別に対象者や関係者に広報や別途案内をして周知していたというふうにも聞いております。

カレンダー作成につきましては、かかる経費あるいは事務事業の調整、作成時間などを十分考慮し、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） ご説明させていただきます。

奥成議員の質問の能登町への誘致活動はということでございますが、関係自治体への打診につきましては6月及び8月中旬ごろに県の観光推進課の方からなされております。その過程におきまして、当町への打診はございませんでした。

「釣りバカ日誌」の関係を耳にいたしましたのは10月19日の新聞発表並びに20日の日に行われました能登半島広域観光協会の理事会で一部説明がなされたと報告を受けております。この間、松竹におきましては、県内の現地視察を実施されまして能登の素材を評価され、19日の新聞発表がなされたものでございます。したがって、当町といたしましては誘致活動はしていないのが現状でございます。県との情報交換並びに連携不足をご指摘されますと、不十分なところがあったということで反省をいたしております。今後は情報交換を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

「釣りバカ日誌」につきまして、今後の予定としましてお聞きしているのは、年内に脚本が完成いたしまして、来年2月に出演者が発表され、4月より東京で撮影が開始するということであります。5月から6月にかけて石川県内におけるロケを行いまして、夏に映画が公開される予定と聞いております。

今後のことでございますが、「釣りバカ日誌」のような映画等のロケーションを提供する能登フィルムコミッションの設立計画が奥能登広域観光協会の方で計画をしております。この設立に向けた組織体制や事業内容の協議に積極的に参加しまして、奥成議員も掲げられたように能登町の魅力アップの効果を掲げていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 奥成議員、いいですか。

6番（奥成壮三郎） はい、結構です。

議長（大谷内義一） それでは次に、8番 奥野清君。

8番（奥野清） ただいま議長の許しを得ましたので、通告どおり能登町における産業振興と地産地消について質問をいたします。どちらかというと私の提案なり考え、思いを込めて質問いたすもので、あらかじめよろしくお願いいたします。

3月に合併してから、もう9カ月になります。新しいまちづくりの指針となる総合計画の策定には各関係機関、部署において着々と進められていることと思われます。新町、持木町長はまさに腕の見せどころではないかなと思います。

これから策定される総合計画には、全国に先駆けた、しかも3つの町村の合併によっての格差や隔たりのない全町民共通の夢として、そんな将来のビジョンが盛り込まれたらいいなと思うわけであります。

昨今、農林水産省において、我が国の食糧自給率の向上を目指し、地産地消による地域産業づくりを推進しているところであります。地産地消の意義は、住んでいる地域に生産される農林水産物をその地域内で消化していくことの基本的な政策活動であると言われ、消費者と生産者がお互いに顔が見え、話ができるといった生産から消費につながる活動とされています。

さて、我が町も合併によって海のもの、山のもの、本当に多彩な生産物があり、全国に誇れるもの数多い町であります。先般も私が担当させていただいている全国風あげ能登大会を当町で開催させていただきました。全国からたくさんの方々が能登町へ来ていただきました。その折、何とんでも喜んでいただいたのは海の幸、山の幸が豊富な能登町であったことです。余談になりますが、花よりだんごみたいで、たこよりもおいしい食事につられて来る人もあったようです。このような体験を踏まえて考えてみますと、我が能登町にあっては風光明媚な海岸の景色と穏やかな農村風景の中においしい魚がたくさんとれ、マツタケもとれ、能登牛もある。おいしい米やさまざまな野菜や果物がたくさんつくられ、さらにはクジラまでとれるというまことに食豊かな、これほどすばらしい地域は全国にも誇れるものと自賛をしているところです。

たこ揚げに限らず、さまざまなイベントを通して全国に発信することができれば、こんなおいしいものがたくさんある能登町なんだというふうに全国の人たちを自信を持ってお招きをすることができる我が町であると思うのであります。

ところで、産業振興と地産地消の推進についての本題に入るわけですが、一言に産業振興といっても、特に今回は農林水産業の振興策について述べることにいたします。

これまでには我が町の先人、先輩諸兄の英知によってさまざまな取り組みが展開されたところであります。例をいえば、内浦地区ではリンゴや葉たばこ、イチゴ、露地野菜、柳田地区にあってはラッキョウやブルーベリー、クリなど、今ここに列記するには余にも数多く、控えさせていただきますが、植物の生態系を見た南限、北限に位置する能登半

島がゆえに、いろいろな作物が挑戦できる能登であることのあかしでもあります。

さて、これからの能登町における農林水産業の振興策についてですが、先般、海洋深層水による地域おこしの具体的な組織として能登町海洋深層水協議会が発足され、まことに喜ばしいことであります。その成果を心から期待をする者の一人であります。

常々この議会でも提案されたところの全国に発信できる特産物づくり、新たな農林水産物の振興策への期待も多いところでありますが、私が今提案させていただく主題は、今、国が推し進めている地産地消を真剣に受けとめるときだと申し上げたいわけであります。さきにも述べましたとおり、いろいろなものがたくさん生産されている能登町であると申し上げました。それでは、その生産されているいろいろなものが我が能登町においてどのくらい生産され、どのように消費されたかということなのです。

例を挙げて申し上げるならば、能登牛というブランド名のある能登和牛の生産量はどのくらいあり、能登町において牛肉の消費量はどのくらいなのだろうかということです。実際に専門部署で調査すれば生産量も消費量も具体的な数値は把握されると思いますが、ここでは推定で申し上げますと、恐らく生産者より消費量が相当上回る量であり、地産地消の観点からすれば、地元で生産されたものが全くと言っても過言ではないようです。量しか地元で消費されていないのが実態ではないでしょうか。このような実態の中であって、能登和牛というブランド名だけが先行しているのが現実なのです。

能登和牛に限らず、さまざまな畜産物や野菜、果物、水産物が数多く生産されている能登町であって、その生産物がどのような地元で消費されているかということの実態を具体的に把握することがまずもって地産地消の取り組みの第一歩だと思うのであります。すなわち、一般家庭を含め、学校を初めとする公共施設や公営の食事施設、スーパーマーケットや一般の商店でどの程度地元の生産物が取り扱われ、消費されているかということなのです。日常に消費されている豚肉や鶏肉、卵、ネギやゴボウ、ニンジンなど一般家庭から公共施設に使われている量は相当大きな数値が示されると推測するわけです。果たして地元で生産されたものが有効に消費されているかと思うわけであります。そのほとんどが県内から、または海外から輸入品として補われているとしたら、これほど寂しいものはないと思わざるを得ません。

先ほど、たこ揚げの話の中に申し上げましたとおり、全国の人たちに我が町でとれた自慢の生産物こそ最高のもてなしであり、最高に喜んでいただけるものなのです。せっかく能登町に来て、その食材が海外から輸入されたものであったり、生産者がどこなのか

からないものでもてなされれば、何の感動もない能登だと表現されるでしょう。新しい特産物の開発も非常に大事なことです。私は、いま一度足元の実態を確認し、何がどのように生産され、どのように消費されているかという調査をし、地元消費量に足りないものはもっと生産量を高め、海外や県外からも入るに足らない地産地消の展開を進めることで農林業、漁業の振興策を高めることになり、それが安定した産業振興の一翼になるものと考えております。

さきにも一例で申し上げました能登和牛についても、絶対的に牛肉の生産量が少ないものであれば大いに生産を促進し、まず地元消費を重点に進めることが肝心かと思えます。そのことが能登和牛というブランド名の復活につながるものと信じます。

決して市場原則に逆らうわけではありません。特に畜産物については流通に関する制約も多いわけですが、地産地消を地域挙げて取り組み、さらには全国に先駆けた地方公共団体が中心となって進める地産地消対策を進めることができれば、国も地産地消推進特区として認めてくれるでしょう。そのことが流通の制約もクリアすることになります。

牛肉も豚肉も鶏肉も地元で生産し、地元で生産する展開となって、安全で安心な生産者の顔が見える豊かな食生活と農林水産業の振興策へとつながっていくものと思うのであります。

地産地消の取り組みは、全国の各県、地方自治体、農協や消費組合などさまざまな形で展開されると聞き及んでおりますが、私なりに考える能登町での地産地消による産業振興の一端を6つほど述べさせていただきます。

まず1つ目に、官民一体となった地産地消の推進を図るため、地産地消推進協議会というものを設置できないか。2番目といたしまして、我が町の生産量と消費量の実態を把握する意味での調査活動はできないか。3つ目といたしまして、消費量が多く生産量が少ないものについては、生産量を高めるため地産地消推進品目として認定をしていく方策は考えられないか。4番目といたしまして、地元消費を高めるため、小売店や飲食施設などで地産地消コーナーなどの設置を促し、地産地消推進施設などの認定をしていくことはできないか。5番目といたしまして、地元で生産されたものの消費対策として、安定価格を設定し、農林業、漁業の安定した経営基盤を確立していくことはできないか。最後、6番目といたしまして、本町の地産地消を推進する拠点施設として、生産物の集出荷施設を公設民営方式で設置していくことは考えられないか。

以上6点の具体的な提案を述べさせていただきましたが、合併間もなく財政多難であり

ますが、私も重々わかっておりますが、性急な実現を望んでいるわけではありません。ただ、冒頭に申し上げたとおり町の指針ともなる総合計画の策定を進める中にあって、持木町長の手腕を大いに発揮していただく上においても、ぜひとも産業の振興の一端として、国のビジョンとも整合した形で全国に先駆けた地産地消の推進策を盛り込んでいただくよう提案をいただきましたことを御理解を賜りたいと思います。

先般も地域農林水産活性化を図るための地産地消自治体宣言を求める陳情として本定例会に対して農民運動石川県連合会から寄せられているわけですが、この能登町においても地産地消対策を具体的に進める計画があるのか。また、町長はどのような見解で臨んでいるか、お考えをお聞かせ願ひまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、奥野議員のご質問に対しまして答弁させていただきたいと思ひます。

議員の言われる地産地消には、消費者ニーズを的確にとらえて生産を行う取り組みと、地域で生産された産物を消費しようとする取り組みの両面を持っているというふうにも思ひております。国におきましては、食糧自給率向上に向けた地産地消の実践的な計画を広めるとしており、産業振興策の観点から見ましても全国各地で地産地消の活動が行われております。

議員の申されるように、能登町地産地消の調査の実施ということは非常に大切なことだと思ひておりますし、それを行うことによって総合計画が実行していけるのではないかなというふうにも思ひております。

そして、能登町の総合計画の中に地産地消を推進する計画案を取り入れさせていただきまして、今後、農林水産物等の生産から消費に至る調査の実施も詳細に行いたいというふうに思ひております。

平成18年度には、町、県、JAなどによります連絡会議の設置を行ひまして、消費者が求める農産物の供給事業を掲げております。能登町におきましても需要に応じた計画的な生産体制の確立と消費者が求めている安全、安心の農作物の供給体制を確立し、地産地消を推進するとしまして、能登町の地産地消推進計画の策定を予定しております。この計画

の中で、今ほど議員がおっしゃるような協議会の設立あるいは小売店、飲食店での地産地消コーナーの設置、そして地産地消推奨品目の認定、また生産物集出荷施設の設置等についても検討させていただきたいというふうにも思っております。

地産地消の取り組みを推進することが地元の農林水産業と、そして関連産業の活性化につながると考えておりますので、今後ともさらなるご理解、ご指導、そしてご協力いただきますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 8番 奥野清君。

8番（奥野清） 先ほどは本当に町長、前向きなご答弁ありがとうございます。

答弁は要りませんが、1つだけ紹介をして再質問とさせていただきます。

平成17年11月7日に市政コーナーということで、地産地消条例の制定ということで岩手県江刺市、3万2,600人の人口の市ですが、地産地消を通じて食文化の継承を目指すえさし地産地消推進条例を10月末に施行した。市、生産者、市民から果たすべき役割などを示している。条例は、議員提案で制定された。地産地消を促進するため、市が食の安心、安全が理解された農産物を購入できるような必要な施策を講じる。を定め、事業で食品を購入する際、品質が同等であれば地元食材を優先して使うなどとした。生産者が、事業者には生産履歴管理システムを積極的に導入し、食の安全、安心に努めるように求めている。また、毎月第4土曜日を中心とした前後3日間をえさし食材の日と定め、市民が地産地消について考え、行動すると位置づけた。条例の基本理念を実現するため、地産地消推進会議も設置するというようになっておりますので、ぜひともひとつこれを参考にさせていただきたいなと思います。以上で再質問を終わります。

議長（大谷内義一） 次に、16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今回、2点の質問でございますが、ほぼよく似たものでございますので、答弁の方はまとめてでも結構です。

昨年度より石川県全体が人口減の様相を帯び、いよいよ来年度より確実に人口減の流れになっていきます。そこで、石川県では観光立県を目指し、交流人口の拡大、増加をもくろまれ、政策づけられ、谷本知事は人口の減少に歯どめをかけたいと。そういうことで新

しい政策をたくさん現実に出されておりますが、当能登町としてはどのように今後対応されようとするのか、大まかにお尋ねしたいと思います。

その点で、まず最初に観光面から聞きたいと思いますが、今年度の能登への入り込み客数がおおよそ750万と推定、予測されております。その方々がどこからやってこられたのかという出発地分布図を見ますと、まず1位が金沢を中心とした石川県内の方、数にして370万人、パーセントで49.3。次に関東地方で108万人、パーセントで14.4%。第3番目に石川県を除く北信越の方々、この方々が105万人で14%。関西が73万人の9.7%、中京が68万人で9.0%、その他26万人で3.6。合計750万の100%でございます。

また、金沢と石川県、関東、石川県を除く北信越、上位3つを足しますと77.7%で583万人という数になり、ここに来て急速に能登への入り込みの客層が入れかわってきたというふうになります。特に北信越の海のない県、長野県の方々が集中的にこの能登に来ているということは、やはり山合いの方々がこの能登のきれいな海、海の幸、海岸線、そういったものに魅力を感じているのかなと思われまます。

先ほど奥野議員からもたこ揚げの話でございましたが、私もその会合に出席いたした折に長野県の方々が、いや本当に合併してよかった、私たちは長野から柳田に来て同じ風景なんだと。同じような食べ物なんだと。しかし合併した効果によって、おいしい魚も食べられ、海岸線も見られ、そしてまた縄文温泉等の夕日も眺められて大変よかったと、そういうこともおっしゃっておられました。

特にまだ関東の14.4%というのは、この108万人という数字は能登空港のおかげだと理解できます。能登空港ができる前の3年間の平均は56万人から60万人とって中京より少ない客でしたが、一気に2倍強に膨れ上がってきている。

特にこれで今質問するんですが、まず空港におりた人がどれだけ能登町に来られているのか。その辺を調査されているのか。レンタカー業者にお聞きしますと、車のあくときがないと。このデータから読み取りすることは、輪島と和倉が勝ち組になっていくおそれがあるが、これに対して当町は危機感はおありなのか。また、対応策はどのようにお考えなのか、ひとつ教えてほしいと思います。

また、関西中京方面からのお客さんの調査データでは、中高齢者が非常に多くて鉄道の旅を楽しまれる高齢者がほとんどでございます。ほとんどが和倉と七尾にまずおりられて、翌日穴水まで来られます。そこで困った問題が起きているんですが、穴水ー小木間のバスの時間が約2時間。これは宇出津から金沢まで車で行く時間でございます。小木の宿泊業

者に聞きますと、電話予約等が入っても穴水からどれだけかかりますかと聞かれて2時間と言うと、そうですか、残念ですが今回は遠慮させていただきますと。2時間という時間が非常につらい。これは宇出津も同じでございます。まして穴水と珠洲の三崎までのバスの時間が4時間。これは我々よりかよりひどいキャンセル状態でございます。

そういった意味でも、担当課なり、せめて観光シーズン等において穴水、宇出津、九十九湾、恋路、珠洲のこれだけをとまる観光快速特急バスぐらいを計画してもいいのではないかなと思うんですが、その辺の対策はどのように考えられておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

もう1点、観光面で、9月議会でもお聞きしましたが、団塊の世代をねらった田舎暮らし争奪戦にきちっと名乗りを上げてもいいのではと思いますが、いかがなものか。

これで交流人口の観光面からの質問は終わります。次は、交流人口の福祉の方面から1点だけ質問いたします。

提案とっていただいても結構かと思いますが、交流人口いろいろございますが、当町も思い切ってシニアシルバーランド構想というものを名乗りを上げたらどうなのか。そういう言葉が非常に今、自治体でふえております。千葉の浦安では、我々みんな知っているとおり東京ディズニーランドもあり、絶対的な勝ち組でございます。我々はその逆をねらったらいかがかというのですが、つまり安心して老いることのできる地域社会の構築、安心して保養ができる地域社会といったものでございます。

担当課にもちょっと聞きたいのですが、私もこれ初めて耳にした言葉なんですが、福祉の面で住所地特例というのはご存じなのか。つまり、都会の老人が能登町の特養ホームに入ったとき、その制度を使えばその方は前住所地、つまり都会の被保険者となり、地元の保険料負担はゼロというものでございます。町の負担はゼロです。保険の。

現在、都会で特養ホームをつくるにも土地やら何やらでコストで高過ぎるということで、非常にみんな困っている。今、全国居酒屋チェーンを展開しております、株式公開もしているワタミという会社、経営者としてもすばらしい経営者でございますが、この方が今、先般の株式新聞でも全国で1,000戸の年金で暮らせる有料老人ホーム建設を発表しております。これに対応してみたいかなものかなと思うんですが、どうでしょうか。

これで最初の質問は終わります。

2点目の地域ブランドをどう高めるのかということですが、今年10月27日、下関で日本海峡フォーラムが開催され、津軽海峡代表として青森と函館、関門海峡として下関と北九

州市、この4つの市が集まり、豊かな海の幸と景観美の共通イメージを生かした食材を材料にし、交流人口拡大をねらうという活発な論議がございましたが、特に中心的に話題になっていたのが海峡ブランドの創造ということで、ブランドというものを大きく3つに区分し、それぞれの分野のレベルアップを図るものでございます。

行きたいという観光地ブランド。そこを高めることにより観光客の交流人口の向上、そして売り上げの増加。2点目が、買いたいという特産品ブランド。そこを高めることにより地域ブランドによる地場産品の価格向上と販売高等の向上。それによって雇用の発生もあり得る。3番目に、一番大事だと言われていましたが、住みたいという行政力ブランド。そこを高めると地域内での移住、転職者増加に伴うGDPの増加。そういうようなことが叫ばれておりましたが、この3つのブランドを能登町にも当てはめては町長いかがでしょうか。合併効果とも言えるものが出てきております。当町も豊かな海産物に恵まれ、なおかつ深層水という宝物があらわれ、柳田等のおいしい米もたくさん集まっております。今こそ能登が能登であるために能登ブランドの再確認、再発見をして、行きたい、買いたい、住みたいのブランド力を強化することが地域に利益を生み出す活性化システムの構築ではないかと思うんですが、いかがなものか。

余談になりますが、下関は海峡ブランドの創造で決定したことは、下関市はクジラのカツカレーどんぶり、北九州はウニの周りをタコで囲んだひまわりどんぶり、青森は海の幸をたっぷりの海鮮どんぶり、函館がツブ貝とイカのツブイカどんぶり。この4つをまとめて海峡どんぶりとして、この4つの日で東京でアンテナショップを建設することをもう既に発表になっております。東京の赤坂らしいんですが、それができる。そして東京から4つの市にお客をまた呼び込むという基地をつくる。

それが海峡ブランドの店舗だということらしいんですが、当町もそこまで行かなくても能登にはいしり、イカ、クジラ、おいしい米、地酒、そういったもののブランドをいかにして上げて当町に利益を生み出せるシステムを構築されようとするのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。以上で質問は終わりでございます。

議長（大谷内義一） 時間は12時になりましたけれども、答弁を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の交流人口増加戦略ということで、まず観光面の方からお答えさせていただきたいと思います。

今年度の観光客入り込み客数に関しましては、愛知博覧会の影響で昨年度と比べると減少しているというふうに県の観光交流局から報告も受けておりますが、今後、秋から冬にかけての観光戦略プランにより入り込み客の増を図って前半の落ち込みをカバーしようとの方針も打ち出しております。

それで、議員のおっしゃるまず第1番目の質問ですが、3年目を迎えました能登空港の搭乗率も現在余り思わしくないのもご承知かと思いますが、空港利用者の観光客が能登町へどれぐらいいらしているかといいますと、今年度の4月から10月までの能登空港運賃助成金利用状況によりますと、約2,000名の方が申請されて能登町へ訪れていただいているのではないかなというふうに思っております。また、輪島市や和倉温泉への入り込み客に対しましての危機感があるかとの警鐘に関しましては、十分私も理解しておりますし、能登半島の広域的な観光ルートの中で観光地、そして観光施設の整備等の個性化、または差別化の観点からも、いま一度観光地の再生を検討しているところでありまして、18年度に向けて観光振興計画を策定する考えにあります。

また、その計画には、県が昨年度策定しました新ほっと石川観光プランの観光戦略の中で、本県の豊富な観光資源を活用し、交流人口の増大を図り、観光産業を本県の基幹産業として成長させていくことが大変重要であるというふうに提言されております。当町としても農林水産型の体験観光、あるいはイベント関係、スポーツ交流などによりまして都市と農村の交流人口の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、鉄道の旅を楽しまれる方の二次交通の充実ということを提言されておりますが、穴水から能登町への利便性を考慮しまして快速バスのルートを開設できるよう県担当課と協議してまいりたいというふうにも思っております。

また、2007年の団塊世代の退職者をターゲットにした田舎暮らしへの移住希望者を募るとともに、空き家情報も発信していきたいというふうにも考えております。

また、福祉面の方からいきますと、議員がおっしゃるように住所地特例制度というのは書類上の住所は移動し、町内の人口は増となりますが、介護保険でのサービス料金等は旧住所で支払うことになるという制度で、能登町におきましては特別養護老人ホームが3施設あります。このような施設をさらに誘致するメリットといたしましては、やはり住民基本台帳上の人口の増につながると思いますし、また雇用の拡大にもつながるのではないかと

なというふうに思っております。

町とすれば、民間の企業誘致と同じぐらいの効果が期待できると思いますし、人口の増、雇用の拡大につながるというふうにも思いますので、私もその意見には同意するものでありますので、今後、細部について検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地域ブランドをどう高めるかということですが、県議会の12月定例会におきまして石川のブランドについて谷本知事が能登町のいしりを取り上げて、石川県の代表的な地域ブランドの確立と情報発信を推進しているというふうな答弁をされておりました。このことは非常に本町におきましても喜ばしいことだというふうに思っております。

山本議員の言われるとおり、観光客というのはやはり日常からの逃避を目的に旅行するわけでありますから、より印象深い感動体験を提供するには、地元でしか味わえないもの、そして体験できないもの、地元の持つ伝統文化の魅力や人情など、やはり個別化とか差別化ということが必要であり、そして独自性のあるブランドづくりを進めなければならないというふうに思っております。

こういうことを核としまして、国内に限らず海外の人々に認知される能登町ブランドを確立して発信していきたいというふうにも考えております。

現在、町内の3つの商工会が事業推進しております「能登の醸し」ブランド発信事業で、いしりブランドを国内外に発信しようと取り組んでおりますが、夢と志をともにしました有識者あるいは地元業者、県関連機関の二十数名のもと、推進委員会も設立されております。そして、能登ブランドの確立を目指していく活動をしておりますので、町としてもぜひこれを支援していきたいというふうにも考えております。

また、議員がご指摘の3領域、行きたい観光地、買いたい特産品、住みたい行政力、この3つのアップのためにもぜひ議員のご指導を賜りたいということをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 先ほど町長さんもおっしゃいましたように、町への入り込み客等につきましては、空港利用調査から2,000名の方が町へおいでをいただいた。なおかつ、その方々のお足として、いろいろなバス等が発着しているというのが現状でございます。

そんな中で、輪島、和倉等への観光客等の流出には町自体も非常に危惧しているというような現状でございます。

逆に、ブランドを高めながら町の振興並びに入り込み客の増加を図るということでございますが、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、具体的には18年度に予定しております県の観光地域魅力創出計画策定事業というものが県の方でございます。この中には、町の観光振興計画を策定することによりまして観光地の再生、あるいは外国人を対象にした対応策、あるいは個性化、差別化を図るというようなことから、町の観光に来られるお客様への対応をこの計画の中で明らかにしながら、以後の対策につきまして進めてまいりたいというようなことでございます。

また、委員さんおっしゃるような団塊の世代を対象にしたものに対しましては、これも県の事業の方であるんですが、いしかわ暮らし促進事業というものがございます。これはどういうことかといいますと、古民家情報や空き地の家を調査しながら発信する。また、田舎暮らしツアーの実施も計画していく。それから、先進地視察並びに定住促進情報の発信というようなことで事業費を18年度予算の方では確保してまいりたいというようなことでございます。

それから、3つのブランドの件でございますが、町長もおっしゃいましたように、いろいろな方面からいしりの発信が非常に重要ではないかというようなことで、それへの後押しをぜひ進めてまいりたいというように思っております。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 12時回ったので、ぱっぱと終わらせますので、もう少しお待ちください。

まず観光面のやつで、バスの時間の問題ですね。担当課長に本当に頑張ってほしいんです。宇出津と小木の宿泊業者、いろんな中高年者が電話かかってきても、キャンセル料が後でデータ出しますが、かなりの量があるんです。団体客で年寄りの団体客、大阪、名古屋のしらさぎとかあいったもので和倉まで来られて、来られるんですけども、その前に、あんたのとこ何時間かかりますかと。和倉を朝出て、穴水で。穴水から2時間。2時間という声を聞くだけで、勘弁してくださいと。せめて穴水から小木までバスで1時間に来られるようなシステムをとらないと、ますます和倉と輪島がこれまた空港と一緒に勝ち

組の方になっていく。当然、我々は負け組の方です。珠洲と能登。そこが負け組になっていくんです。羽咋市。

そういうような関係で、やはり交通のあれは、のと鉄道を切った県の責任もございます。その辺も加味して、今のむだなバスのもっとむだなバスが今走っています。そういうようなものでもやりくりしてでも、やはり小木、珠洲まで1時間、2時間で行くような、そういうような観光快速特急バス。それだけでもいいんじゃないですか。そういうものがありますから、それに乗ってくれば小木まで1時間ですよ、宇出津まで40分で来ますと言えば、はいわかりました、来ます。そこで売上増につながって、町に対する税収も違ってくると思うんです。そういう意味でも、ひとつ頑張っしてほしい。その辺をお願いいたしまして、質問終わります。

それと、能登空港から車で来られた方で、道路の問題で、真脇の千畳敷きのあそこが常に通行どめになっていたりして、あそこを早いときちっと改修をして、つぶすのならつぶすで平地にして、あそこをべたっといくとか。

それと、これは産業道路にもなりますが、全協にもこの前、議長の方からも説明があったんですが、柳田植物園、縄文真脇、九十九湾を産業ルートとしておりましたが、これがまだまだ十八束まででとまっている。地権者の問題もございますが、せめて出口の問題で困っているんだったら、越坂地区で絶対だめなんだたら市之瀬の方に出せば済む話です。そういうような意味でも、ひとつ頑張っほしいなと思いますし、よろしくお願いします。

また、ブランドの件でございますが、この最近出ました「平成大合併 日本新地図」、小学館で、全国のもので、ふるさとお国自慢のお祭り、イベント、特産品が入った地図でございます。その中で、能登版で一番写真が出ていて、一番記事の大きいのは我が能登町でございます。祭りにおいても伴旗とあばれ祭りが入っている、食文化でいしり、縄文真脇が入っている。写真が5点入っているんです。全国で4,500の写真のうち能登町が5つあります。能登版だけで見ますと、21のうち5つが能登でトップを占めています。それだけのブランド力があるという認定の地図だと思いますので、ひとつ町長、この辺も踏まえてブランド力アップにひとつ頑張っほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 答弁要りますか。

16番（山本一朗） いいです。

議長（大谷内義一） 以上で午前中の一般質問を終わり、暫時休憩いたします。

午後は1時から開会いたします。

午後0時14分休憩

午前0時59分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 私が通告いたしました2点について質問したいと思います。

まず、宇出津総合病院の今後の経営についてです。

能登町において唯一の公立総合病院である宇出津総合病院の今後の経営、つまり赤字解消に向けた取り組みを尋ねたいと思います。

現在、職員のボーナスを一時借り入れて急場をしのぎ、毎年2億数千万の経常損失を町の一般会計より補てんしているわけであります。先般の決算審査特別委員会においても、経常損失の明らかで大きな原因として民間の医療機関に比べ職員の高い給料や、院外処方せんを発行しているにもかかわらず薬剤部門の職員数はそのままであることが指摘され、今何らかの改善、改革が必要であることは町長初め関係者も議会も認識しているところであります。

公立病院の経営について、七尾の公立能登病院では経営改善や公立病院としてのあり方について経営改革委員会が本格的な議論を開始しております。このような病院経営を憂慮し、かんがみ、今年度、宇出津病院運営特別委員会も設置されたわけでありますが、能登病院のように専門業者に依頼するなど経営診断を託し、経営改革委員会なるものを設置し、経過改革委員会の答申に従い、これからも運営していく考えはないでしょうか。

公立病院には確かに民間病院にない高度な医療器械もあり、収支ばかりにとらわれるのも住民への医療に不足が生じると思いますが、しかしながら公立病院だから多額の赤字でもよいということにはならないと思うのです。

現在、この奥能登には珠洲、輪島、穴水、宇出津と4つの公立病院があります。どの病院も経営面では厳しく、医師、看護師不足と聞いております。奥能登に4つの公立病院がありながら、心疾患や脳疾患などの高度医療を必要とする患者は金沢まで搬送しなくてはならない現状。金沢と奥能登の格差是正はここにも歴然としてあると思います。

毎年4つの公立病院の経常損失を合わせると十数億円にもなるのなら、将来、いや近い

うちに2市2町で組合を設立し、県の協力も得、救急救命センターもある奥能登総合病院、仮称ですが、高度医療にも対応できる病院がなくてはならないと思うのです。

最新の医療設備、すぐれたスタッフによる新しい病院の設立に力を傾注することがこの奥能登で一番若い首長である能登町の持木町長に課せられた責務であると考えます。これについて町長はどのようにお考えでしょうか。

2番目に、町補助金によるイベント事業についてであります。

今年度は合併した年でもあり、旧3町村のイベント事業が行われたわけではありますが、日ごろ町民の方々からも来年の開催を危惧する声をイベントの都度、耳にしております。今の財政状況下において来年の開催は中止もしくは縮小せざるを得ないこともある程度は理解できますが、来年の準備、企画も考えなくてはならないこの時期であり、ある程度の方角や意向を示していただくことはできないでしょうか。

今後とも存続するには、すべてを補助金に頼らない自助努力は当然として必定であろうと思いますが、地域の活性化や住民サービス、ひいては町の威信にもかかわる事業であるとも考えます。町長の見解を尋ねて、私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まずは宇出津総合病院の経営についてご説明させていただきます。

石岡議員には、日ごろより当病院の経営の経常的な損失状況について常にご心配とご助言をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げますというふうに思っております。

ご承知のように平成2年から3年、当病院建設以来、毎年経常損失が発生しております。平成4年度において累積欠損金をゼロにいたしました。しかしながら、平成5年から組合時代の平成16年2月までに約17億3,100万円の累積欠損金が生じております。この件につきましては、常任委員会、各特別委員会にもその欠損金の処理方法についてご説明させていただきましたが、来る3月議会には欠損金処理の議案を提出いたす予定にしております。

議員ご指摘の経営改善委員会の組織についてですが、当病院にも義務的な委員会や点数加算対象の委員会、対象外の委員会を含めまして22の委員会を設置しております。

経営改善に対する現状の動きにつきましては、まず院内の4部門であります医局、看護師、診療技師、事務職員にこの厳しい現況を説明しているところであります。16年度決算が確定したときに、その4部門であります医局、看護師、診療技師、事務職員にそれぞれ

説明をいたしておりますし、また本年度4月から9月の半期の経営状況についても説明し、そして今回は各部門から改善策等のレポートの提出を要求しまして、その要点の調整を現在図っているところであります。

ご承知のとおり非常に経営の厳しい要因は数多くありますが、まず第1点目に挙げられるのが、議員ご指摘のように医業収益に対する人件比率が非常に高いということであります。また、常勤の医師が少ないこと、あるいは患者数が減少していることも要因の一つですし、また医業収益の増収策の計画がなされていない等、数々の要因が含まれております。

現在、事務局内で各部門の経営改善レポートを取り入れながら現状を分析し、そして下部組織の設置をこの1月より稼働する予定にしております。

また、大きな経営改善委員会の組織につきましては、当病院の経営診断も含めまして、宇出津総合病院運営特別委員会とも協議してまいりたいというふうに思っております。

さらには、奥能登4病院についてですが、議員ご指摘のとおりどの病院も非常に厳しい経営が強いられております。やはり4つの病院、自治体が連携をとり、そして協議していかなければならないときが来たのではないかというふうに私も感じております。

また、先日少しお話しさせていただきましたが、今、県の方では4病院の要望にこたえまして医師の確保策についての方針が出され、部分的に実施も現在いたしております。現時点からここ二、三年の当病院は、やはり急性期病院として継続していきたいというふうにも考えております。

将来の当病院像の計画につきましては、今後も県並びに運営特別委員会との協議を重ねながら進めていきたいと考えておりますので、議員のさらなるご指導、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

次に、イベント事業に関してですが、町の活発な経済効果や交流人口を促すため最も効果的なものがイベントであるというふうに思います。能登町として合併した本年は、旧3町村のイベントをそれぞれ従来どおり行いながら、新しい形のイベントを検討する機関として1年間の猶予期間を持ち、現在に至っております。

旧町村では、それぞれに工夫を凝らして町おこし、村おこしのイベントとして企画、実施していたわけですが、合併して新町になってからは、やはり類似したイベントをこのまま複数継続するには経費的な面あるいは日程的なことなど問題も多くあります。類似のイベントは極力一つに統廃合する。またイベントのあり方の方向転換も必要かというふうにも思っております。このため、これまでのイベント内容に新たな企画を盛り込み、地域の

皆様が気軽に参加できるイベントとしてできるよう考案しているところであります。

イベントには、にぎわいのお祭りのようなもの、そして産業発展につながるイベントがありますが、その目的に合ったイベントで町への集客を今後より一層積極的に進めてまいりたいと考えております。いずれのイベントにおきましても、住民参加型として地域の積極的な取り組みについてこれまで以上のご協力をお願いしたいというふうにも思っております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 今ほど町長の答弁にありました経営改革委員会については、いろんな委員会で検討するという事で、今後効果あるように期待したいと思います。

町長が時折、随所で町長の発言があるサテライト方式という言葉を目にするんですが、4つの病院が現在あるわけです。1つに核になるような病院をつくって、4つの病院が連携して。そういう方式に関しては、町長はどのように今後思っておいでるか。

私が少し知る限りでは、サテライト式というのは全国初でやったのは山形県にあると聞いております。そこも4つの、2市2町が組合をつくって、建設費と設備費の80%を県にお願いしてつくった病院と聞いております。そういうのも視野に入れて、例えば現在でしたら能登空港周辺とか、あの辺にそういうものをどのように考えておいでるか。町長はサテライト方式、よくご存じだと思いますので、その辺の説明もお願いしたいと思います。

以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどの議員のサテライト病院方式なんですが、おっしゃるとおり山形県で日本で最初に行われた取り組みであります。最初の議員の質問にありましたように、例えば2市2町で奥能登総合病院なるものを核として、それぞれの自治体病院の例えば病床数を減らすとか、あるいは病床数をなくすとかいうことで、日常的な軽い診察に関してはそれぞれの自治体の病院で行う。ある程度重くなったような病気の場合には中核となりますそういった仮称の奥能登総合病院を送るというような方式であります。これですと、現在の4病院でそれぞれ各科を持って医師を確保しているわけなんですけど、医師の数も削減できるということもあります。

ただ、やはり今現状では今の公立宇出津病院に関しては急性期の病院としてこのまましばらくの間はやっていきたい。ただ、その間にはやはり4つの自治体での協議ということにはしていかなければならないというふうに思いますし、将来的にはサテライト病院方式も視野に入れながら奥能登全体の医療体制を整えていかなければならないというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 今ほど町長の答弁にありましたように、そういう病院の建設に向けて、持木町長がリーダーシップを発揮していただいてやっていただく気持ちがございますか。最後で、それで終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） やはり私自身も医療人の端くれとしては、そういう考えがあります。しかしながら、やはり今奥能登には一部事務組合もありまして、そこに組合長さんもいらっしやいますので、そういう方々と連携もとりながら考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただし、やはり発言の場では私なりの発言もさせていただきたいというふうには思っております。

議長（大谷内義一） 次に、4番 市浜等君。

4番（市浜等） 私は、持木町長に次の3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、携帯電話の不感帯地域の解消についてであります。

能登町には至るところに携帯電話が通じない場所があります。奥能登の玄関と言うべき能登空港から珠洲道路を能登方面に向かいますと、上町地内に至るまでほとんどが通じない状態であります。ほかにも町の幹線道路沿線の滝之坊地内、駒渡など山間部に特に多くあるように思われます。町の活性化の指針でもある交流人口の拡大を図る今日、遠くから

この能登半島を訪れたとき、携帯電話がつかないということは少なからず不安になるのではないのでしょうか。

先般も小木地区にケーブルテレビ事業が起工し、小木地区はある種の期待感と活気が出ているように感じます。これも町長初め皆さんの多大なる努力のたまものだと感謝をいたしております。

さらに申しますと、過疎化自立計画書には携帯電話を活用して緊急連絡手段としたいとあります。今まさに光ケーブルが小木、松波地区に張りめぐらされることになっています。この光ファイバーネットワークの予備信号を利用して携帯電話の不感帯地帯がなくなれば、先ほどの15番宮田議員の質問にもございましたが、消防人員の問題にも対応できるのではないのでしょうか。防災や緊急体制の面などでも、また情報格差是正につながるのではないかと住民の間に大きな期待感が生まれています。

持木町長は9月の定例会で、ケーブル事業に並々ならぬ決意を示されました。私は大変心強く感じております。総務省、農林省いずれとは言われないまでも、大変な努力をなされたと聞いております。これを大いに活用して、これに加えてさらに町内のイントラネットを同一にしてe-Japan計画、さらにはユビキタス社会を整備充実して、IT企業、物流施設、医療研究機関などが当町に進出しやすくなるような環境を整えることができるのでしょうか。過去には、水がなければ企業は来ないという時期もありましたが、今ではいかにユビキタスな環境が整備されているかが問われているのではないかと思います。

この点についてお聞きをいたします。

次に、主要地方道能都内浦線、一般県道小木時長線の整備の進捗状況について質問をいたします。

先日の13日、議会初日、町長のあいさつにもございましたが、12月5日、大変な低気圧が能登半島を通過いたしました。近年にない大きな嵐で、海岸線の至るところにつめ跡を残し、当町も多大な被害をこうむりました。先日も詳しく状況が示されて、改めて自然災害の怖さとすごさを感じているところであります。

少し風が吹く、また少し雨が降ると真脇トンネルから田浦付近まで、すぐに通行どめになります。私よりも町長はよくご存じでしょうが、この海岸線に生計を営んでいる私たちには死活問題であります。石川県の主要道路で、どこにこのようなところがあるのでしょうか。

また、真脇－小浦間の先ほども山本議員もお話しになりましたが、千畳敷ポケットパー

ク付近の道路は亀裂が入り、いつ崩れても不思議がない状態ではないかと思われます。海岸下から望みますと、下の方がえぐれて見えて大変危険な状態であります。大惨事を招くおそれがあるように見受けられます。一日でも早く状況を打破し、この環境を変えていただきたい。

この道路は県の所轄でしょうが、至るところで危険な箇所があり、幾度となく輪島土木事務所に外向きますが、真脇トンネル付近は計画が変更になるか検討中だということで、なかなか前に進まないように見えます。出過ぎたことではありましようが、トンネルを切り開いて小木と真脇、姫が一体感が出るようになればと期待をしております。

この道路がはかばかしくないのならば、せめて小木時長線を早期に整備され、真脇地区が陸の孤島にならぬようご配慮をお願いいたします。

また、最近の状況と今後の見通しをお伺いいたします。

さらに3点目といたしまして、合併協議に持木町長が中心となって立派に完成された合併協議会での建設計画の実施についてであります。

特に生涯学習、あるいは歴史、文化、子育て支援の充実、総合型スポーツの推進のことを目指して、これからの地域の発展を考えたときに、内浦庁舎に教育委員会が配置されたことに対しても私ならずとも地域の人たちは期待をしているところであります。宮崎台地、九里川尻、布浦、この海岸線台地をスポーツ文化の一大ゾーンと位置づけ、これを充実することが能登町教育文化の発展につながると確信をしているところであります。これは合併協議会の指針でもあったはずです。

また、この地域には総合運動公園、自然の家、民間設備の日本海倶楽部などがあり、その沿線上に白丸コミュニティ施設があると考えております。しかしながら、先般の全員協議会では白丸コミュニティ施設問題が先送りされたように感じております。

合併協議会の建設計画で決めたことが、わずかな期間に予算がにべもなく取り消されようとしている。旧町で答申した内容は、後日むだな経費が必要だということだそうだが、今どのように協議をし結論が出たのか、余りにも早急でわかりにくい。17年度に完成するものが20年度に計画を立て、新築をするのだそう。そうかと思えば古い建物を一部改造する話もある。対応が二転三転して、地域の住民には全くわかりづらい。今年度実施できないのなら、なぜ18年度にならないのだろうか。新しく建てかえるのなら今現在現存する保育所をなくするという話になる。何かをなくして何かをつくるのではなくて、あるところにプラスする計画は立たないだろうか。

数年前に駐在所がなくなり、ことしは小学校がなくなり、はたまた保育所が引き揚げようとしている町の対応がわからない。この地域は農業に従事する人が多く、野良着のまま保育所まで迎えに行く。近くにあれば大変ありがたい。もっと何かほかに地域に子供たちの声が響き、地域に活気があふれる方法はないのだろうか。例えば民間の保育所の分園にするようなことはできないのか。この白丸台地から遠くを望む、先ほど8番議員の奥野議員からもお話がありましたが、風光明媚は能登町一だと思っております。振り返れば福光、柳田の景色が漫然と目に入る。こんなすばらしい自然環境の中に子育てをする保育所の一大パノラマ的な考えはできないだろうか。また、お年寄りのグループホーム的なグループ保育などできないのか。さきの考えを伺いたい。

古い学校の建物はどうなるのかと尋ねると、取り壊すそうだ。私に言わせると、大切な資源である。膨大な資金をかけて解体する。まだまだ使えると思いますが、民間に貸し出すなど方法も検討する必要があるのではないのでしょうか。このあたりをお答えお願いいたします。

なお、答弁者に教育長とも書き入れましたが、財政的な面が多いわけでありますので町長のみの答弁で結構ですので、よろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、市浜議員の第1番目のご質問であります。携帯電話の不感地域の解消についてということであります。

現在、能登町におきましては不感地域と言われるところが約7割ほどあります。能登町においては一部光ファイバーが敷設済みのところがあり、今後、全域に拡大する予定ですが、携帯電話の不感地域解消のためには光ファイバー網の全エリアの整備と送受信アンテナを設置しなければならないと思います。その後におきまして携帯電話事業者に貸し付けることで不感地帯解消が図られることになります。

市浜議員がおっしゃるとおり、光ファイバーに関しましては今後さらに通信としてさまざまな用途が秘められており、法人企業向けの施設内携帯電話通信サービスのみならず、今後は個人においてもインターネット接続環境があれば室内外でインターネットプロトコルによる通信が可能となると予想されております。

以上のことから、町におきましては敷設されている光ファイバー及び同軸伝送路とパソ

コンのIPアドレスを利用しまして不感地帯の解消を図るべく実験事業を行うため、この9月定例議会におきまして必要機材の購入費を計上させていただき、現在その可能性調査を実施しております。その結果をもとに能登町の全体整備計画を策定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにしても携帯電話不感地帯の解消を早期に解消すべく、国の補助メニューや財源手当を考慮しながら今後も努力していきたいと思っておりますので、さらなるご協力のほどをお願い申し上げます。

続きまして道路関係であります。雨が降って道路が通行どめになるというご質問ですが、石川県が定めておりますセーフティロードアセスメント、訳しますと安全な道路の評定で、異常気象時の道路通行規則計画ということになります。道路通行規制がかかる路線は、奥能登土木総合事務所管内では5カ所あります。そのうち能登町では1カ所ということで、能都内浦線の真脇地区で落石あるいはのり面崩壊の危険性があり、当日雨量が110ミリを超えた場合など異常気象時に通行どめということになります。ことしは8月12日の降雨時に一度通行規制がかかっております。

能都内浦線の異常気象時の道路通行規制につきましては、現在、道路災害防除事業により危険箇所の対策工事中で、当事務所では平成19年度完成を予定しており、完成後1年間は現状をパトロールし、安全が確認できれば平成20年より通行規制が解除される見込みになっております。

次に、道路整備の進捗状況であります。主要地方道能都内浦線につきましては、現在4カ所で整備が進められております。

羽根地内では、宇出津側から羽根漁港までの80メートル区間で今年度事業完了となります。

真脇－小木間は、老朽化した真脇トンネル改良に事業着手していますが、一部用地買収に難航しているとのことで、トンネル付近に地すべりの徴候が見られ、道路計画全体の見直しを図っておるところであります。

新保地内は、1.5車線の道路整備を進めており、全体計画のうち本年度は4カ所の待避所などの整備を行う予定であります。

松波地内では、松波小中学校の通学路線で平成8年度より改良事業を行っており、本年度は終点以外の工事を完了する予定になっております。

また、一般県道小木時長線につきましては、平成16年度より1.5車線の道路整備に着手し

ており、全体計画10カ所を整備し、平成18年度完成を目指しているところであります。

両路線とも産業、生活に欠かせない重要な路線であり、他の県道ともあわせて安全で安心な道路整備事業の促進を県当局に要望しておりますので、今後とも議員の皆様にご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

続きまして、旧白丸小学校の跡地利用に関しましては、さきの全員協議会でご説明申し上げ、議員の皆様のご理解をいただいたと思っております。それに向かって、その実行に向けて前向きに進んでいくことをお約束申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 4番 市浜等君。

4番（市浜等） 3項目すべて早期実現ということをお願いしたいなという思いはありますが、特に白丸コミュニティ施設は確実に早期の実現を期待いたしておりますので、ひとつよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、7番 石田博之君。

7番（石田博之） 私の方から、通告しました1点につきまして質問をしたいというふうに思います。

学生時代、勉強嫌いだった私がこういった質問をするのは大変気が引けることでありますけれども、あえて教育長に質問させていただきます。

今春4月27日において県教委の基礎学力調査のペーパーテストが県内公立小中学校350校でもって実施をされました。対象は、小学校4年生、6年生、中学校3年生の児童生徒3万3,500人が対象の学力調査試験だそうです。科目は小学4年生は国語と算数の2科目、6年生は国語、算数、理科、社会の4科目、中学性においては英語をプラスした5科目。

基礎学力調査がなぜ行われたかという点なんですが、文部科学省がゆとり教育の推進から国際学力調査の結果を受けまして、学力低下の現状を認めた上で、完全学校週5日制がスタートをした平成14年度から、基礎学力の定着状況を把握をし、教育課程の見直しに活用する目的で始まったということです。

このほか、児童生徒の学習に対する意識や家庭学習、読書量についても調べる調査が行われ、答申の採点とあわせまして分析を行った後に10月に公表するというのを新聞で知

りました。公表の結果、能登町の児童生徒の基礎学力のレベルは県下でもって平均以上なのか、それとも平均以下なのか。保護者の方や教育関係者の方の関心もあるところだというふうに思います。

参考に、義務教育改革の一環として検討されておりました全国学力テストにつきましても、文部科学省は当初、中学校のみで調査がされておりましたが、教育統制のおそれがあるという反対運動が起こりまして1964年度を最後に40年前に廃止をされた全国学力テストを2006年度より小中学校全員の児童生徒を対象に実施をするというような関連経費の来年度の概算要求を盛り込む方針を固めたということも新聞に報道されております。

能登町の学校教育にはいろんな事業が展開をされておりますが、これまではそういった事業のいろんな中で教育環境の改善のための事業費が相当に事業費に盛り込まれておりますが、能登町教育環境は十分とは言えませんが、私はそれなりに改善はされている、舞台が整っているというふうに思われます。

子供たちの能力は学力だけでははかれないというのは十二分に承知をしておりますが、将来の能登町を担う子供たちの学力向上のための推進事業並びに事業費が余りにも少ないような気がいたします。教育委員会として、もう少し学力向上のための推進事業の取り組みを検討していただきたいというふうに思います。

当然、子供たちの学力向上のためには教職員の指導力が問われるのは言うまでもなく、保護者の理解や協力も当然必要だというふうに思いますが、教育委員会の学校や教職員に対してのサポートや、特に教育長の指導力が不可欠だというふうに考えます。

10月に公表されました基礎学力調査の結果を踏まえまして、今後、教育委員会としてどういった対応、指導を考えておられるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 石田議員のご質問にお答えいたします。

県教委の基礎学力調査について、能登町の児童生徒の学力はどうなっているのか。調査結果を踏まえて今後の指導及び対応策を問うについてであります。この学力調査の趣旨、ねらいであります。児童生徒が基礎的、基本的な学力を身につけているかどうかを調査し、不十分なところはどのように指導法を工夫、改善していくか。また、どういう教育課

程にすればよいかに役立て、どの児童生徒にも基礎学力を身につけさせるものであり、いわゆる実力テストや模擬試験とは多少目的は異なっております。よって、学校間の比較は本来の趣旨ではないと理解しております。

それでは、当町の児童生徒の基礎学力の結果についてですが、その前に、先ほども議員さん言われましたように、ことし4月27日に県下一斉に小学校では4年生と6年生、中学校では3年生の基礎学力調査が実施されました。採点結果については、正答率、準正答率、誤答率、白紙に分類してあり、正答率と準正答率を合わせたものを通過率と言っております。

それで当町の児童生徒の結果ですが、この通過率が当町の小学校4年生の平均は県平均よりも国語、算数ともによく、6年生では4教科すべてにおいてほとんど少し低いです。また中学校3年生では、どの教科も県平均よりも低いという結果でした。

この状況を深刻に受けとめ、既に定例の校長会、教頭会において協議、指導してまいりました。今後の指導、対応策といたしましては、一つ、校内研修会や教科部会、学年会などで結果を分析し、児童生徒の状況をしっかり把握する。一つ、具体的な指導方法の改善を協議し、対策を明らかにする。一つ、保護者への説明責任を果たす。

これらを踏まえ、家庭教育への啓発として、子供たちが基礎学力を定着させるために家庭における学習時間の確保に協力を呼びかけながら、数値目標を設定し、来年度の基礎学力調査は当町の児童生徒の通過率が県の平均を上回るような結果が出るように最善の努力を傾注していきたいと決意しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、学力向上のための授業を早急に前向きに教育委員会で検討していきたい。そのように思っております。以上です。

議長（大谷内義一） 7番 石田博之君。

7番（石田博之） 先ほどの教育長の答弁の中で、能登町の児童生徒は県下でもって平均の学力レベルに達していないというようなはっきりとした回答が出ております。教育長の任期中に必ず能登町の児童生徒の基礎学力のレベルアップを平均値、最低平均値もしくはそれ以上に持っていただくように最大限の努力をしていただきますようお願いを申し上げます。答弁は要りませんが、私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 次に、1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 町村合併後、初の新年を迎えるに当たり、この数カ月間を振り返りますと、大変厳しい財政の中、目立った問題もなく、新能登町としてスタートが切れたことは町長初め職員及び関係者の努力のたまものと大変感謝しております。今後も問題は山積みかと思われませんが、先延ばしすることなく一つ一つ解消し、これからも町民の声をしっかり受けとめ、町勢の発展のためより一層の努力をしなければなりません。

中央では、総理の決断により行財政改革が進む中、道路公団や郵政の民営化等、官から民へ、民間でできることは民間でという大きな流れを取り組み始めています。当町も民間ノウハウの活用として、公の施設、役場等の施設警備管理や土地評価、工事、設計等、民間への委託がなされていると思われます。これまでの民間委託への取り組みについてお聞きします。

現在はどうような業務が民間委託されていますか。今までに委員会等を設け話し合ったことはありますか。また、民間委託の拡大について町長の考えをお聞かせください。

また、平成15年9月の地方自治法改正により、管理の代行委託とは異なる新しい管理体制として、公の施設を民間の団体が管理する指定管理者制度が法制化されたことは、皆さん周知していると思われます。町でも先日、町長より指定管理者制度の導入に伴う条例改正案の説明がありました。全国の市町村等では、この制度をいち早く有効に活用し、老人福祉センターや美術館、体育館、各文化施設等、さらには水道施設や下水道施設、保育所といったありとあらゆる公の施設について管理運営がなされています。

これは、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応することができ、住民が地域の施設の管理運営に主体的に参加することが強く期待できる上、当該施設の管理に要する人員の削減や経費の削減が見込まれることはもとより、雇用の促進にもつながると思われます。何より住民が考える住民のためのサービスを提供でき、運営に携わる住民の皆さんの生きがいづくりにもつながるものと確信しています。

例えば、町の有線、ケーブルテレビや保育所、公民館、水道、下水道施設、また、間違っていたら済みませんが、公社や埋立処分場、クリーンセンター、シルバー人材センター等、町が出資している施設に対してこの制度を検討しているのかいないのか。していないとすれば、今後する気はあるのかないのか。あるとすれば早急に検討委員会や調査委員会などを立ち上げ、能登町の総合計画へも今後反映していただきたいのですが、町長の意欲

と見解をお聞かせください。

次に、生涯学習と文化施設の活性化についてお尋ねします。

前回、私は公民館の実情、公民館の果たす役割等をお聞きしましたが、町の基本方針にもあるように学びの輪をグループ、団体へと町全域に広げ、ともに学び助け合いながら交流を深めて、ふるさとに愛着と誇りを持てる人づくり、豊かで活力ある地域づくりにつながる生涯学習を推進するよう。その後、公民館や図書館、文化施設などと活動内容を協議したり、自発的学習を促し、新鮮で質の高い情報を提供したり、それらの啓発にどのように取り組んできたかをお聞かせください。

また、町には国、県、町指定の文化財が多く存在します。中でも真脇遺跡は、縄文時代前期から晩期、終末まで反映し続けた長期定住型集落遺跡として国指定遺跡に指定されており、200点以上にも上る大量の出土品も重要文化財の指定を受けております。旧能都町のとときから縄文館や体験館、温泉や宿泊施設の建設と財源的にもかなりのウエートを占め、町民の利用や参加、観光材料として大変期待するものであります。この遺跡の調査や活用、周辺施設の利用や活用、県内外へのPRは今後どう展開されていかれるのか。また、その取り組みをお聞かせください。これで私の質問は終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず河田議員の委託業務に関してなんですが、今現在、一般会計、各課の業務委託は51件というふうになっております。ただ、施設の管理委託に関しましては、現在のところ、観光施設や体育施設などに関しましては町が出資しております財団法人等に委託して管理してもらっています。また、地域に密着した集会所等の施設につきましては、地域の方に委託をお願いしているのが現状であります。

次に、指定管理者制度の導入につきましては、今現在管理を委託しております施設につきましても平成18年9月1日までに指定管理者制度へ移行していく必要がありますので、その実施に向け努力しているところでありますし、指定管理者の決定につきましては、施設の目的やこれまでの実績に応じて特定の団体等に限定される場合もあるでしょうし、また住民サービスの向上や経費の削減を見込める施設については広く公募し、最も有利で信頼性がある団体を選考する場合とに分けられると思いますが、能登町にあるあらゆる施設を対象に公募する施設、しない施設ということを十分に検討して、指定管理者制度の導入

を図っていききたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 河田議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習と文化施設の活性化について。

まず、その後の公民館等の利用や活用状況についてであります。生涯学習は人がその生涯を通して知識、技能を習得し、情操を養い、心身の健康を保持、増進するなど、自己の充実、生活の向上のために重要な役割を担っていると考えております。

最初に、前回9月定例会でご説明させていただきました公民館の休館日の変更について、その後の利用状況についてご報告させていただきます。

休館日といたしました日曜日、月曜日における利用状況は、グランドゴルフ大会を初めとする各種スポーツ大会や、食生活改善員の食料ボランティア活動など、変更以前と変わらず利用していただいていると認識しております。今後も休館日にご利用いただく場合には事前に申し込みいただき、利用者が責任を持って利用していただければよろしいかと考えております。日曜日の休館が地域における生涯学習の障害にならないよう、より一層努めてまいりたいと考えています。

次に、自発的学習への啓発についてであります。町民の自発的学習の取り組みにつながる施策といたしましては、公民館活動への参加が挙げられると思います。公民館は、地域住民の最も身近な生涯学習活動の拠点施設であると言えます。このため、公民館館長、主事会議を開催して、各公民館ごとの活動の情報交換を行っており、新町のまちづくりの第一歩として旧町村各公民館の交流事業を実施いたしました。

その手始めとして、今年度は各公民館で活動している歴史教室の合同開催や相互訪問などの交流事業を実施してまいりました。今後もこれら公民館ごとのグループ交流を頻繁に実施して、地域コミュニティの育成を図ってまいりたいと考えております。

また、この交流事業が全町的に広がっていく町民に情報を提供することが大切です。このため、広報はもとより公民館だよりを定期的に発行し、公民館活動の啓発を図るほか、現在整備を進めております有線テレビを活用した広報啓発活動を推進していききたいと考えております。

最後に、真脇遺跡並びに周辺施設の今後の展開についてであります。真脇遺跡の整備

計画を進めるため、平成9年度から発掘調査や地質調査などを実施してきました。これらの調査により、縄文時代中期中葉、板敷き土墳墓などの重要な発見が相次いでいます。また、縄文時代の集落の環境も少しずつ明らかとなりつつある状況です。これらの新しい情報と昭和57年、58年の発掘調査の成果をもとに史跡整備計画を進めているところですが、平成16年度、17年度に基本計画修正業務委託を行い、真脇遺跡にふさわしい史跡整備の実現に向けて計画を進めています。今後は、文化庁の補助事業にある史跡等総合整備活用推進事業の採択を受けて史跡整備を実施していく計画です。

真脇遺跡は能登町の重要な観光資源と位置づけています。学術的史料価値が高く、国内はもとより国外の研究者からも注目を集めております。去る11月19日に、日本文化財科学会主催の公開講演会が金沢の県文教会館において真脇遺跡をテーマに行われたばかりであります。このような学術的に高い水準を維持し、縄文文化研究の基地と位置づけていきたいと考えております。このためには、発掘調査や遺物整理に全国から研究者を受け入れる体制を確立したいと思っています。具体的には、町のホームページを活用し、最新の情報を提供していきたいと考えております。

また、平成16年5月に体験村がオープンし、これまでに約5,000人以上の体験学習を行っています。さらに、先般、NHKの取材が行われ、12月26日に体験学習に関する放送が行われます。

このように一般の人にも親しみやすい体験学習、展示活動を実施していく予定ですし、折あるたびにPR活動に取り組む予定です。

県内外へのPRについては、役場内の関係各課はもとより、各種団体とも協力し合い、遺跡の知名度や魅力アップのため努力していきたいと考えています。議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 町長にお尋ねします。例えば、今後普及していくであろうスクールバスや公用車の運転業務、公の施設の清掃業務、さらには保育所等の運営、水道検針、民間委託への選択肢が十分にあると考えられるし、どのような業務委託が民間になじむのか。現在、検討状況と今後の取り組みについてお聞かせください。先ほど検討委員会のことを僕当初言っておったんですけども、全然言われていなかったもので、ちょっと聞きたか

ったので教えてください。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、今河田議員がおっしゃった例えば保育所の給食とか、あるいは水道の検針とかいうことも当然、民間への業務委託という形には取り上げられるものだと思います。しかしながら、それは必ずしも指定管理者制度かという、そうではないというふうに思いますので、業務委託はあくまでも業務委託ということで、指定管理者制度とはまた異にしているのかなというふうに思っております。

ただ、そういった検討委員会は今のところ設けておりませんが、こういったものを指定管理者制度に乘せるかということで……。

指定管理者制度検討会議というのが助役を会長にしましてつくってございました。申しわけありません。11月28日に会議を開催しております。その場で、こういった施設を指定管理者制度へ乗せるかということ振り分けながら、先ほど言いました公募する施設、公募しない施設というのを十分協議していきたいというふうに考えております。

1 番（河田信彰） ありがとうございます。あるのであれば、また皆さんに報告して、ちゃんと協議して、いい方向に持って行ってほしいと思います。

町長の強い意欲に今後期待して、次に生涯学習と文化施設の活用性についてちょっとお尋ねします。

生涯学習情報の収集方法については、主に口コミによるものが多いと思われます。他人から誘われたら学習を始めたというのが大半かと思われ、生涯学習に対する意識がまだまだ消極的で、自発的に欠けているあらわれではないでしょうか。この意識を改善する具体的な対策を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

また、広報情報推進課と協議して教室の内容や日時等の情報を提供してってください。また、財政が厳しい中ではありますが、教室等に支払われる報償費等、来年度の予算にも余り経費を削減することなく、町民の活動の場を提供していただくようお願いします。

文化施設の活動について、教育長にお尋ねします。たくさんの文化施設がある中、今後これらをどうするのか。それとも現状維持で、先ほど言っていた対策は全然言われていなかったのか、そのまま行く気なのか。施設の運営について、先ほどからしつこいですけれ

ども、指定管理者制度の導入をどう考えているか、お聞かせください。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） ただいまの件につきましては担当課長の方で答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 生涯学習課長 西戸人志君。

生涯学習課長（西戸人志） 議員のご質問にお答えいたします。

先ほど自発的な学習の方の啓発の件ですが、先ほど教育長も答弁の中でお答えいたしましたが、公民館だより、それから広報はもとより、有線テレビ等を活用した啓発活動を実施をしていきたいということでございます。

2 番目ですが、文化施設等の指定管理者制度につきましては、先ほど町長がお答えしたとおり、現在検討に入っている段階でございます。検討中でございます。

議長（大谷内義一） 1 番 河田信彰君。

1 番（河田信彰） 教育長、もう一度だけちゃんとお答えしてほしいことが私ありまして。

最後に、私は、生涯学習を推進する上で人生を80年としますと、乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の4つの発達期に分けることができると思うのですが、今後例えば人生80年学習計画として、各時期において町民がどのような学習を必要とするか、町民のライフスタイルに応じた学習課題を示していただきたいと思ひますし、また少子・高齢化が進む中、乳幼児期や青少年期、高齢期に目が行く中、成人期の学習にも力を注いでいただきたく、例えば数年前までよくテレビ等でお見合い大作戦や花嫁大作戦などがあったように、町が率先し、生涯学習の一環としてそういった出会いの場の機会やまたは情報を提供していただけないのか。していくのか、していかないのかをお聞かせください。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） ご質問にお答えいたしますが、積極的に検討をしてみたいです。

1 番（河田信彰） いや、するのかもしれないのか。

教育長（石井勲雄） これはやっていきたいと、そのように思っております。しかし……。

1 番（河田信彰） いや、ぜひしてほしいんですよ。

教育長（石井勲雄） はい。わかりました。そのように頑張ります。失礼します。

議長（大谷内義一） 2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時09分休憩

午後 2 時22分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、2点について質問したいと思います。

まず第1点は、在宅長寿祝い金等についてただしたいと思います。

事の始めは、ある方からの電話で、11月の「広報のと」を見ておったら満88歳になったら2万円当たると書いてあったけれども、うちのばあちゃんことし88過ぎたのに一向に連絡がないけれども、どうしたんやろうということで問い合わせがございました。担当課長によれば、旧能都町においても満88歳を迎えられた方に2万円を支給するという同じような趣旨の条例があり、それは9月15日の敬老の日にまとめて皆さんに支給するというものでありました。つまり、大正5年9月2日から大正6年3月31日までに生まれた人たちだけは気の毒だが支給対象からすっぽりと外れてしまっているということになったわけでございます。

こんな話をしておりましたら、また別の人が、うちのばあちゃんも88だと。3月30日生まれ。一向に来ていない。そうすると、3月というのもちょうど空白、旧能都町の条例に

も新条例にもひっかからない合併空白の月があったということもわかったわけでございます。

本来この方々は翌年の9月15日の敬老の日になったら、おめでとうございましたということで当たることになっておった。少なくとも皆さん、そう期待し、心待ちにしておったというふうに思うわけでございますが、合併というハプニングによって能都町がなくなつた。町がないんだから払う責任もないといわんばかりのどうも対応でございます。

合併後の17年4月1日からは、誕生を迎えた方々には新条例によって在宅長寿祝い金として2万円ずつ支給される。その先の7カ月間の方だけ、旧能都町において7カ月間に生まれた方だけすっぱりと谷間に入ってしまった。こういうわけでございます。

3町村の条例を突き合わせて改廃を行う時点において、こうした不利益をこうむる方々がいることに配慮をめぐらせて、合併に伴う不利益者としてなぜ救済措置を施すことをしなかったのか。私は不親切のそしりを免れないというふうに思うのでございます。

まず、そのことを一つただしたいと思います。

また次に、長寿祝い金制度全体としてこうしたことによって谷間に入っているという方が果たしてどれくらいいられるのか。その数を教えていただきたい。3町村でどのくらいいられるか。金額で幾らぐらいになるのか。

町長は4月議会の就任あいさつで、こう述べられております。すべての町民が合併してよかったと実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。また、合併したことによって不都合な思いを感じることをないように十分に配慮と目配りをしながら云々と、こう述べておられましたが、その配慮と目配りが足りなかったということでございましょうか。

誤りを正すにはばかることなかれと、さきの議会で総務課長が申し上げておられましたが、私もあえて、不公平を正すにはばかることなかれと申し上げたい。そして、これらの方々を救済するために町長の政治的、道義的な決断を期待したいというふうに思います。

次に2点目といたしまして、町長の交際費につきましてただしたいと思います。

合併後の町財政は、当初執行部が予想したよりはるかに厳しい状況にあるのではないかと思います。したがって、今後一層の歳出削減を図らねばならず、このたび助役を筆頭にして行政改革検討会を立ち上げたとのことでございますが、それはそれで大変結構とは思いますが、過去にも行革大綱がつくられた経緯もあり、今回は半端なものにならないことをただ願うものでございます。

そこで私は、これからの行財政改革を断行する上にも、まず町長の懐に切り込む必要があるという思いから、町長交際費の中身についてただしたいと思うのでございます。それが聖域なき構造改革の第一歩であると信ずるゆえであります。

町長交際費とは、一般的に町長が行政執行のため、町を代表して外部との公の交渉に要する経費であります。その執行に当たっては、社会通念上妥当と認め得る範囲内で行われるべきは当然のことであります。

そこで、我が町ではいわゆる町長交際費とは別に町交際費が予算に計上されております。そこで、この町の交際費と町長交際費と区別する理由は一体何か。その支払い基準の違いについて説明をしていただきたいと思います。

次に、一般の交際費は増減があったり端数が出るのが普通であります。これはあらゆる予算について言えることではありますが、町長交際費は、予算70万に対して決算も70万きっちりの支出となっております。これは偶然なのか、それとも渡し切り経費ということなのか、お願いしたいと思います。

もし渡し切り経費とすれば、別枠の給料とみなされる場合もあると思うが、どうでありましょうか。旧能都町から新町になっても同じ形式を受け継いでおられるようですが、旧能都町での支出の方法との違いがあるのでしょうか。

最後に、17年4月から11月までの直近の月別の支払い額並びに支払い先を示していただきたいと思います。

また、その領収証等はあるのかないのか。この点も明確にお願いしたいと思います。

以上で終わりますが、答弁によりましては自席より再質問させていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鶴野議員の第1点目の敬老福祉支給のことにしましては、旧能都町でさかのぼること昭和32年に条例化されております。その後、平成4年には一部改正されておりますが、現在、能登町として在宅長寿祝い金支給条例となり、本人または扶養義務者の申請に基づきまして年齢に達した日から45日以内に支給されている現状であります。趣旨としましては、本町に居住する在宅高齢者に対し、長寿者に敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図るものであります。

ただ、旧能都町での福祉金の実情としましては、毎年9月1日現在において住所を有す

る者とし、88歳の米寿の方、その他89歳以上の方に祝い金を毎年9月に支給いたしていたものであります。

そして、その後の対象者に対しては何も切り捨てとか、あるいは事務上のミスとは言えないというふうに思っております。いわゆる合併との切りかえによる期間的な谷間になったもので、合併は、旧町村単位として失うもの、また新たに発生するものが混在するというふうに思っております。これは旧能都町だけではなく、内浦町あるいは柳田村でも起こっております。

また、今日の長寿国、高齢社会、また行財政改革の時代におきまして、この制度は真の福祉となるのかどうか、今後十分検討を要する選択肢の一つではないかなというふうにも思っております。

また、団塊の世代も高齢の仲間入りをするなど、見直しも視野に入れながら、さらに協議していきたいというふうに思っております。

また、数に関しましては担当課の方より説明させていただきます。

次に、能登町の町長交際費と町交際費の支払い基準についてですが、基本的な考えとしては、能登町の事務事業の直接かつ密接な関係にあるもの、能登町政の進展に功績のあったもの、町長が特に必要と認めたものということで、この3点に留意しながら町長交際費が適当か、あるいは町交際費が適当かを見きわめて支出しております。

ご質問の支払い基準の詳細あるいは町長交際費の旧能都町における16年度予算額と決算額が同額の理由、また平成17年度の町長交際費の月別支払い額と支払い先につきましては、担当課長の方から説明させていただきます。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 鶴野議員の質問にお答えいたします。

長寿祝い金の谷間の方は旧3町村で何名で、また金額はとのことでございます。

今手持ちの資料で説明しますのは、旧能都町で88歳、米寿の方の谷間の数でよろしいでしょうか。それでは、谷間に入っている方は18名おいでになります。死亡者は除いてございます。金額で申し上げますと36万円になるかと思えます。以上です。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 16年度における旧能都町時代の能都町長の交際費についてということですが、まず予算額70万に対して決算額70万となっております。これにつきましては、旧能都町の時代の話ですが、あえてここで説明させていただきますと、能都町が始まって以来、私の記憶するところ数十年間、過去何十年間というこういう形の中で支払いして、決算もしていただいております。

考え方として、まず町長交際費を使って、町交際費を使っていくということで、そのような使い方もしていた。また、町長交際費に対しては、いわゆる領収書というものをもらえない場合は、そういうこともあったということで処理してきております。

そこで、新町になりましても町長交際費と町交際費というふうなことで予算、議決いただいておりますが、これは合併するときに旧柳田村、旧内浦町には町長交際費というものはありませんでした。いわゆる旧能都町だけにあった形のものでありました。そういうことで、これからの時代において町長交際費といえども領収書の要らないものはできるだけ少なくしたいということで、町交際費一本にしました。というのは、旧能都町ではその目を分けておりました。新町になりまして、一本の目の中にあえて交際費の明細として町長交際費、町交際費区分の計上の仕方をして、3町を3つ合わせて何とか丸くおさめたような予算のつくり方をいたしました。

そういうところで、町、町長交際費につきましては、特に町長が上京時において国会議員、国の役員、また全国レベルの団体の関係者との懇談の場を持つときの経費等々へ使わせていただいております。しかしながら、ことしにつきましては、この町長交際費につきましては町長自身が上京した折においても私の費用でかなり頑張っておられて余り使っておいでません。

そこで引き続き、町の交際費の使途状況についてご説明いたします。

4月に11万8,000円、5月に20万円、6月に22万2,000円、7月に31万7,000円、8月に7万円、9月に26万1,000円、10月に27万1,000円、11月に29万6,000円、合計175万円となっております。参考までに、予算額は320万であります。

支払い先についてご報告いたします。香典などで44件ですけれども31万9,000円、会議等で20件で23万8,000円、お祝い、激励で12件で29万円、お神酒代75件で63万6,000円、昼食、会食等で4件で14万4,000円などで175万円となっております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 再質問をさせていただきます。

町がなくなったということが大きな理由になるわけですね、敬老祝い金の件でございますが。町がなくなった、能都町がなくなった。これは地震でなくなったわけでもないし、災害でなくなったわけでもなくて、人為的なあくまでも問題であります。突然の幕引きであって、町民にとっては何らとがはないわけでございます。あくまでも町の執行者あるいは私たちも関係するのかもしれませんが、そういう方々によって幕引きが行われた。少なくとも88歳になられた方は9月15日が来れば当たると、こういう思いでおられたわけでございます。それが突然幕引きになってしまった。

こういうことは、やはり当初、当然予測のできたことでありまして、こういう人たちに對しましていかがしたものかなと、こういう検討が本来行われて、特に高齢の方、あすでも知れぬ身でございますので、本当にそんな悠長に次の100歳まで待とうなんていうそんなことではないわけです。やはりそういうことに対する思いやりといいますか、そんなことが私は欠如しておったのではなからうかなと、こういうふうに思いまして、非常にそういう意味では冷たさを感じざるわけでございます。

そして一方、100歳を超えた方には100万円当たる、こういう制度が旧柳田にあって、それを継承したということなのですが、旧能都町、内浦にはそれがなかった。そういうことに思いをめぐらされまして、今度は100歳を超えた人に対して10万円ずつ支給するとば一んと出ておりましたね。これは非常に手厚い配慮をめぐらされた。一方では、しかしそういう制度はなかった。制度がなかった方々に対してでもそういう思いやりを施された。合併記念だそうでございます。片や、合併記念によって手厚い保護を受ける、片や一方、合併記念によって切り捨て御免と、こういうふうな感じになったわけでございます。

そういうことが新しい町になりまして、仮に予算上措置はしていないということでありましても、ひとつ町長の政治的な決断をもってこういう方々に何らかの対処をしてあげようと、こう思われても私はばちは当たらないのではないかなと、こう思うんですけれども、この点ひとつお答えをいただきたいなというふうに思います。

これは後ほどで結構でございます。

それから、先ほどの交際費の問題ですけれども、私の聞いている趣旨と全然違う答えが総務課長から返っておりました。70万円の使途についてのみお答えください、こういうことでございました。町長の交際費70万。町全体の町交際費ではないんです。合計175万。これでは町長交際費、まだ100万上乘せしたみたいな区別しておりますけれども、そうではあ

りません。70万に対してどういう支出があったのかという問題ですね。この点をやっていただかないと困るわけでございます。まずそれをひとつ。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） どうも失礼しました。70万円につきましては、一銭も使っていません。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 福祉の福祉金に関しましては、合併協議会の分科会でも十分審議をしていただいて、そして条例の制定になったわけですし、また条例に関しては議会の皆さんの議決もいただいているということで、新町能登町のルールに沿って今後も運営していきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） それでは、町長は余り道義的な責任を感じられない、感じておられないというふうに受けとめられるわけでございます。それでよろしいわけですね。

それと、70万につきましては一銭も払っていないということであれば、70万は何のために計上したのか。それから、計上して使うことに対してはばかることがあって、もう使わないと、こうなったわけですね。そういう意味だというふうに感じますが、違いますか。首がかたがっておりますけれども。そんなふうに受けとめられますね。違いますか。

使っていないわけですね。明確に。

それでは、今まで旧能都町で使っていた、その16年度の決算についてはいかがですか。どういう使い方をされましたか。

私のつたない記憶でございますけれども、ずっと70イコール70という予算、決算。こういうきちとした数字が出ておりますけれども、端数なし。この消費税のあるさなか、端数なしで頑張っておられますけれども、どういう使い方をされておったのか、ひとつお答えください。去年だけで結構です。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 70万の去年までの使い方ということですがけれども、先ほども少し述べたかと思いますがけれども、町長が上京した折において国会議員、また国の役員、また全国レベルの団体の関係者との懇談の場を持ったときに使っていたというものであります。

ちょっと参考までに。ことし70万盛ったことに対しては、これは皆さんの議会の中で議決をいただいておりますので、その点はよろしくをお願いします。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 議決を経たものについては執行するというのが建前、執行部の建前であるわけですが、執行されていないというのは、やはり余り執行したくない理由が、できない理由があったと、こう思わざるを得ない。

それと、先ほど上京した折に国会関係者あるいは行政の関係者等との懇談。それは領収書はないんですか。懇談ということになれば、領収書、当然。まさか懇談だから、どこかで会席するわけですから。そういう領収書もないと。あるけれども見せられない。どちらでしょう。じゃ、答えたくない……。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 先ほど70万、ことしまだ一回も使っていない、こう申しましたのは、先ほどもちょっと説明不足な点あるんでしょうけれども、できるだけ領収書の要らないような今までは旧能都町の中では月幾らで通算これで、例えば上京された折、いろんな交際費が要るでしょうからお使いくださいということの中で、町長はそれを持って最大限に町のために交際費として使われてきたと思います。当然そういう折には多々、領収書の伴わないものが入り用なときが多々あるかと思います。そして、そのような中で過去、旧能都町の間では長い慣習の間で、そうして町行政発展のために交際費というものを十二分に有効活用してきたと理解しております。

しかしながら、先ほど申し上げしました3町が一体になるときにおいて、旧内浦、柳田においてそういう慣例がなかったということで、旧能都町だけそういうふうな使い方をし

ていたということで、一応予算計上はいたしました。そういうご時世にかんがみ、できるだけ領収書のあるものに整えていきたいということで、基本的には町交際費を優先して使っていくという基本的な方向の中で進めていっておることでもありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。あと1問でひとつお願いいたします。

18番（鶴野幸一郎） はい、わかりました。

そういう領収書等を取れないそういう出費、支出に関しては、よろしくない。こういう認識では一致しております。それで今後はそういうことはしないように、これから新町になった段階ではしないようにしていきたい。こういう趣旨の発言だったかと思います。違いますか。何かそういう、私はそうとったんですが。総務課長、首ばかりかしげるから。私はそうとった。今後は、そういう趣旨のものを使わない、こういうことであれば今後の問題については私はこれ以上言うつもりはございません。

ただ、過去はどうでもよかった、こういうわけにはいかないものもございます。したがって、私はここで議長にお願いしておきたいんですが、過去の支出につきましては監査委員にしっかりと見ていただくということでお願いしたい。議長、監査委員にひとつそのことをよく言って、お願いしたいというふうに思います。それで私の質問は終わりたい。

議長（大谷内義一） ただいまの鶴野議員の議長に対しての申し入れは、私の方から監査委員に伝えておきます。

18番（鶴野幸一郎） 以上で終わります。

〔「議長、それだとおかしい。あんたの方から監査に何を申し入れてもらうんですか」と言う者あり〕

議長（大谷内義一） ただいま鶴野議員から申し入れがありましたので。

〔「監査委員に 越権行為や」と言う者あり〕

議長（大谷内義一） 検討させていただきます。

〔「一回休憩。議長」と言う者あり〕

〔「越権行為ということはない。発言者によって議長は越権行為ではありません」と言う者あり〕

議長（大谷内義一） 次に、37番 岩坂喜通君。

37番（岩坂喜通） 私は、通告3点ございます。それによりましてこれから質問を、ささやかな願いを込めて質問させていただきます。すべて町民の生活環境に密接な、まことに近い点ばかりを取り上げました。

まず最初は、今予想を早めて吹き荒れてきました寒風に対する除雪対策の問題でございます。

非常に私どもの予想よりも早めてまいりまして、当局も慌てたのではないかなという感じがするわけなんです。非常に合併しまして広い面積、しかもこの除雪作業というものは、いつやってもいいという問題ではなからうと思います。皆さんのような勤め人、働く人、通勤者の皆さんが家を出られる前に行ってもらわんことには非常に困る問題でございます。一晩じゅう吹き荒れるときもあり、したがって朝の積雪が大なることが予想されます。したがって、作業される方は夜中起きということもあろうかと思えます。こういう非常に大仕事なんです。それに対しては業者初め委託された方々や、また作業される運転手の方々の非常に心強い協力をもらってやっていることと信じております。

そういうことで、やはりそれに対しての業者の方、委託されている方の機種の数、それに町有のラッセル車、ブルドーザーもあろうかと思いますが、そういう数においてこれらの豪雪に対しての対応ができる数を確保しておられるかどうか。

また、地域によって10センチ降っているところよりも奥の方だったら30センチも降ることが往々に地域的にあるわけなんです。そういうことを加味しての対策、協議をなされておるかどうか。当然されておると思うんですが。そしてまた、民間の運転手さんは、やはりそのときによって体の事故なり家庭の事情によって出勤不可能なときもあり、したがって動かす人が足りないということもたまたまあったように私は今まで旧内浦町の時代な

んかにも見ておったわけなんです、こういうことに対しての補充の人員の確保がなされておるかどうか。そういう点を除雪に対しての対応を確立してある案というものをひとつお聞かせを願えれば幸いです。

次は、水道水源地のもとであります安全対策。この間のたしか全協の場であったかと思いますが、伝わってくる耳のもとに何か水道水に異臭が入ったという報告があったように私聞いているんですが、非常ににおいだけや油だけで終われば結構だったと思うんですが、これが一つ間違えればテロ的事件に発展する可能性が十分あるかと思います。入る品物、農薬なり何なり、あるいは故意的に悪さしようと思えばどうということでもできるということであっては、町民の生活を脅かすことか人命にもかかわる問題が発生せんとも限りません。

人間はほとんど水分でつくられて、口に入るものはすべて水分がまじっておるわけなんです、その水をとる水道の源においていろいろな問題が生じるとなれば、これに対しての安全対策というものを行政の責任においてやっていただきたい。あるいは、その周辺の住民の皆さんの意識によって安全性の宣伝する、あるいは認識してもらい、そしてそういう心の高揚を高め、また地域、場合によっては水源地周辺の民間地の買収をして、そこにおいて安全的な監視できるような設備をしてでも町民の生命を守らなければならないと思うわけですが、これに対しての考え方をお聞きしたいと思います。

次に、これも水源地に関係があるわけなんです、私の地元の山口の防災ダムが内浦地区の水源地として利用されております。そのダムの中に、いつのことやら知らんけれども、どこから飛んできたのか、ほうて陸地を歩いてきたのか知りませんけれども、観光バスならいいけれども、ブラックバスというバスが入り込みまして生存しているわけなんです。これは非常に魚だけならいいけれども、昆虫から土壌からあらゆるものを食しておるわけなので、私ども心配するのは、清流の川尻川を守る会というような会をつくりまして、学校の生徒がそういう運動をしております。そして、やはり魚の稚魚を放流して自然環境保護に大いに頑張っておるわけなんです、これに対しての生態系の維持がでんようになるんじゃないかという憂いを持っておるわけなんです。

したがって、このバスを何とか駆除していただいて、エンコさせていただいて陸上へ上げていただいて、そしてあとを絶やすような方策を講じてもらいたい。こういうことを考えて、お願いをするわけでございます。非常に難しい点もあろうかと思いますけれども、ひとつ執行部の配慮を、その考えあるや否やをお聞きいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、岩坂議員ご質問の除雪対策についてであります。議員おっしゃるように例年より早い降雪で、町民各位また除雪業者の皆さんには大変ご苦勞をおかけしております。

除雪対策につきましては、町会、区長会連合会を初め警察署、消防署、北陸電力など20団体で構成する除雪会議を11月下旬に開催し、道路除雪実施計画を策定し対策に当たっております。除雪作業は、主要幹線の除雪が完了した後、緊急なものから順次実施する体制をとっておりますが、除雪に関しては苦情の方も町に多数寄せられることがあります。できる限りを尽くし、朝の通勤、通学時の時間帯の通行確保に努力したいというふうにも考えております。

また、委託業者につきましては熟練者が実施にて技術の伝承に努めていると聞き及んでおります。また、事故を起こさないように除雪路線を熟知している者を固定して作業に当たるように指導も行っております。今後も鋭意工夫を凝らし、冬期間の道路の通行確保に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

また、除雪機械等の数字に関しては担当課の方から説明させていただきます。

次に、水源地の安全対策であります。水道水の安全確保は水道事業運営、管理の最重要課題であるというふうに思って、常日ごろ監視や注意を払って取り組んでいるところであります。そうした中、議員ご指摘のように先月26日夜、住民よりの通報により漆原浄水場からの水道水に異臭があることが発覚し、早急に消火栓等より排水するなど対応いたしました。給水区域内住民の方々を初め多くの方々にご迷惑をおかけするととなり、深くおわび申し上げます。

原因につきましては、11月27日よりの調査で、オオデラ川取水口の上流において油類の不法投棄があったものと推測いたしておりますが、原因者を特定するまでの状況が少なく、特定するには至りませんでした。今後は内浦浄水場で取り入れております原水伝導率計等の水質監視機器の整備を図るとともに、防犯や環境等の観点に立って各関係機関と連携し、このような事態が生じないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、さらなる皆さん方のご理解とご協力もお願い申し上げたいと思います。

続きまして、ブラックバスの駆除についてですが、これは旧内浦町で調査等にも取り組んでおりましたが、詳細につきましては担当課の方から説明させていただきます。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） お答えをいたします。

除雪機の確保はどれくらいあるのかというお尋ねかと思います。町有の除雪機が19台ございます。それから民間除雪機の借り上げでございますが129台。合計148台。この台数によりまして町道の除雪を行っていききたい、そんなふうを考えておりますので、またいろいろとご指導をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 環境対策課長 川崎時夫君。

環境対策課長（川崎時夫） お答えいたします。

水源地ダムのブラックバス駆除についてでございますが、ブラックバスの駆除につきましては、旧内浦時代の平成15年2月に2回にわたりブラックバスを捕獲し、解剖し、胃の内容物を調査いたしました。そのとき小魚などの食べた形跡は見られませんでした。また、水源の水質調査でも異常値は検出されませんでした。その後、15年以降は水質検査は行っていますけれども、ブラックバスの調査は行われていません。

今後、生態を保持する方法といたしまして、完全にブラックバスを駆除することと思いますが、その方法といたしまして、山口防災ダムの水を完全になくして一網打尽にすることが最もよい方法ですが、しかし、このダムは旧内浦町の大事な水道水源地の上流のダムでございますので、水を少なくすることはできますけれども水はなくすることはできません。再度、駆除するにいたしましても渇水期に以前やりました刺し網漁法で捕獲するしかございませんと思っています。そのような方法で生態調査、水質検査等を行っていききたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大谷内義一） 37番、よろしいですか。37番 岩坂喜通君。

37番（岩坂喜通） 再質問ではない、願い事半分になると思うんですが、今課長が言われ

たような刺し網においては、回数が続けてやれば渇水期に十分、1匹もおらんがになるといようなことはできかもしれんけれども、ある程度防げると思うんです。この前にやったときも渇水期、それから去年も渇水して非常に水が低くなった時期があります。こんなときはそういうことをやってもらえんかなと思って心に思っていたんですけども、そのときはやられなかったということなので、地元の要望も強いものですから、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、町長に再度確認の意味でお願いしておきますけれども、結局、周りからややこしいものが制限に入らんように。結局、その周りにもしも民有地があるのなら、ある程度の面積の民有地を買収しまして、周りにさくを何かつくって、カメラか何かでも怪しきものはとらえるというふうな方法でもして、ひとつできるだけ水のもとの安全を図っていただければなと。予算も伴うわけですから、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

議長（大谷内義一） 答弁要りませんか。

37番（岩坂喜通） いいです。

議長（大谷内義一） 次に、2番 南正晴君。

2番（南正晴） それでは、通告してありました質問を2点いたします。

1点目は、デイサービスセンターについて町長にお尋ねいたしますが、能登町デイサービスセンター条例の第2条を見ますと、当町には藤波、七見、小木、この3カ所のデイサービスセンターが設置されております。それで、このデイサービスセンターの運営状況について聞きたいのですが、定員に対する利用状況といいますか稼働率、これがどのようになっているのか。私というか私見ではありますが、このような通所施設というのは通常75%以上の利用というか稼働がないと収支の面では苦しいのではないかと思います。そこで、よろしければ収支状況につきましても概算でよろしいですが示していただきたい。

町内では、デイサービスを行っている施設が7カ所あると私思っておりますが、町の条例に明記してあるところを見ると、この藤波、七見、小木、この3つの施設というのは町が直営であるというそういう思いでおります。このことにより、民間事業者のシェアを奪

っているようなそういう事態にはなっていないのか。そういうこともお聞きいたしたいと思います。

さらに、今回の議案第67号 公の施設に係る指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例について、この中でデイサービスセンター条例の一部改正も含まれております。このことを考慮いたしますと、これらのデイサービスセンターの来年度は指定管理者を置くものと思われますが、そのときは公募とするのか、それとも随意契約のような形をとるのか。そういったところをどのように考えているのか、お聞かせ願います。

2点目ですが、2点目は教育長にお尋ねいたします。

中学校における心の教育相談員、通称ハートフル相談員と呼ばれている制度についてですが、現在、この能登町は6つ中学校があります。そのうち4つの中学校にこのハートフル相談員といったものが配置されております。ハートフル相談員の活動につきましては、私なりにいろいろな面で調べてみますと、何気ない会話や休息等でハートフル相談室を訪れる生徒が85%、残り15%が悩み事などの相談ということで、意外にも悩み事の相談ではなく、悩み事以外で訪れる生徒たちが多い。しかし、この生徒たちの話を聞くと、相談員と何気ない会話を交わすというか、顔を見ることによって日常の緊張からの開放というかストレスの解消になっている。そういうふうに答える子供たちが多いということです。

思春期と言われる中学生たちの心の相談という面で考えますと、この相談員の役割というのは非常に大きいものではないかと思えます。

さて、悩み事などの相談の中で最も多いのは友人関係のトラブル、次に家族や家庭、部活動となっており、そのほかにも進路、学業などの悩み、また最も問題とされますいじめや不登校といった深刻な問題も件数は少ないですがあるということで、当町の中学校でもこのような傾向は余り変わらないのではないかと考えております。

さて、管内の中学校では相談員は1週間に2日、1日3時間、各中学校で活動されております。相談員のいる中学校では、私が聞いてきましたところによりますと1回平均で6から7名の生徒が相談室を訪れる。そういったことから、ハートフル相談員というのは子供たちにとっては受け入れられている存在ではないかと思っております。

そこで現在、相談員は先ほど言ったように1日3時間、週2日間しか活動しておりませんが、この活動をもう一步進めて、例えば実際不登校になった子供たちは学校へ来ないんですから相談員の利用というのはないのではないかと。そういった場合には、不登校等になりました生徒の家へ相談員の方から出かけていって、また相談をすとか、いろいろな

話をするとか、そういった校外で活動できるような時間をふやすといったことができないのか。

また来年度以降、中学校の統合等も言われておりますが、現在4つの中学校に配置されているということは配置されていない学校があるということで、来年度以降は管内の全部の中学校に配置する考えがないのか、この点をお聞きいたします。以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） ただいまの南議員のデイサービスセンターに関してなんですが、議員おっしゃるように条例に記載してありますデイサービスセンターは藤波、七見、小木の3カ所があります。設置の趣旨に関しましては、在宅の虚弱の老人等の方で通所または訪問により各種サービスを提供し、生活の助長、心身機能の維持向上等を図るものというふうにあります。

そのデイサービスの運営状況、収支に関しましては担当課長より説明させていただきたいと思いますが、また、ご質問の指定管理者を公募するかどうかの件につきましては、指定管理者制度のこの制度に沿って行っていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 南議員のご質問にお答えいたします。

ハートフル相談員について、全中学校に置けないのか、校外での活動はだめなのかについてですが、ハートフル相談員、いわゆる心の教室として開設しているもので、この事業は、生徒が悩みなどを気軽に話すことでそのストレスを和らげることができる第三者的な存在となって相談を受け、生徒が心のゆとりを持てるような環境づくりを図るものであります。

発足当初は県の補助事業として実施しておりましたが、現在は町単独事業として継続しております。配置校は6中学校中4校で、議員ご指摘の全校配置については前向きに考えさせていただきます。

ご案内のとおり現在、町では瑞穂中学校を鵜川中学校に統合する予定で取り組んでおり、来年4月からは5中学校となります。特に統合ということで生徒たちに戸惑いもあろうか

と思われるので、その不安を少しでも和らげる環境づくりに積極的に取り組んでいきます。

ただ、相談員の校外での活動に関してですが、現在のところ場所や時間、さらに相談員のご理解などを要すると思っています。また、現況の子供たちを取り巻く環境が悪化する中ですので、さまざまな視点から前向きに取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 南議員のご質問の能登町デイサービスセンターの条例の件でお答えいたします。

まず、運営状況の定員に対する利用状況としましては、藤波デイサービスセンターとして1日定員30人で、利用者は平均で28人でありまして93%の稼働率であります。また、小木デイにおきましては定員19人で14.5人、稼働率は76.3%となります。また、七見デイは定員15人で、現在のところ定員の50%前後の稼働率でありまして、オープンより年数が浅いこともあり、現在、利用者の拡大に努力いたしているところでございます。

また、収支状況におきましては、藤波デイでは平成16年度の状況では1,600万円強の黒字でございまして、小木デイにおいても900万円強の黒字でございます。七見デイにおきましては、利用者が少ないこともあり経営が苦しい状況でございます。今後、職員一同、鋭意黒字に向け努力いたす所存でございます。

次に、民間業者とのシェアの件ですが、被保険者がどこのデイサービスを選択するかは本人の意思をケアマネジャーが尊重しまして決定するものであります。現在、町内には町直営、民間を合わせ7カ所の通所施設がありますが、それぞれ特色を出し、利用者の確保に努力しているものと思われます。以上です。

議長（大谷内義一） 2番 南正晴君。

2番（南正晴） それでは、再質問というかお願いですが、まず教育長。前向きに組みたい、考えさせていただきたいということで、よく答弁では何事も前向きとか言われるんですが、先ほど教育長言われたように、特に瑞穂と鶴川の中学校が統合いたしますので、統合という環境が変わることにより思春期の子供たちというのは、やはりかなり心にスト

レスを感じたりするものではないかと思いますので、前向きではなくて、ぜひ来年度、新しくなる鵜川中学校にはハートフル相談員を設置していただきたい。これは私、強く要望するものであります。

続きまして、志幸課長ですが、七見は経営的に苦しい。採算とれるように鋭意努力したいということですが、もう少し、私も勉強不足なんです。昨年オープンされ、まだたしか日が浅いのではないかと思います、できれば昨年から今年度にかけて利用率が上がってきているのか、それとも下がってきているのか。まずは、その点お聞かせ願います。

議長（大谷内義一） 長寿介護課長 志幸幸三君。

長寿介護課長（志幸幸三） 七見デイサービスは、昨年の11月にオープンいたしまして、当時、確かに今ほど議員さんのおっしゃるデータを見ますと、できたこともありまして2人から3人、4人。その日によってちょっとずれはあるわけですが、昨年、16年におきましては3人から4人。現在は、しかし7名から8名。1名ふえている状況にあります。以上です。

議長（大谷内義一） 2番 南正晴君。

2番（南正晴） どうもありがとうございました。

もう一つ、これも私、要望いたしますが、町がこのままこのデイサービスセンターを抱えていくつもりなら、やはりもう少し利用者を上げるべく当然努力をすべきだと思いますし、指定管理者制度を利用して例えば管理をお任せするのであれば、私、本当はこういったものというのは官がやるよりは民の方がやはりサービスの的にもいいのではないかと思いますので、町が抱えてやるべきものというか、本当に過疎の進んだところで民間業者が入ってこないようなところなら官がやるべきかなと思うんですが、現在能登町はまだそういう状況ではありませんので、先ほど河田議員も言われましたように官から民へということ、民に任せられるものは民の方へおろすというか任せた方がよろしいのではないかといいことで、このような質問をさせていただきました。

答弁は要りません。どうもありがとうございました。

議長（大谷内義一） 3時35分まで暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時40分再開

議長（大谷内義一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は今回、18年度から20年度までの集中財政改革期間と位置づけた来年度予算の考え方、そして、みずからの給与に対する考え方についてただしたいと思います。ひとつよろしく願いをいたします。

まず、町長は今議会の所信の中で、新町のまちづくりのテーマである「奥能登に、ひと、くらしが輝くふれあいのまち」、その実現のためとして18年度から20年度までの3カ年を集中財政改革期間と位置をつけ、財源不足の段階的な解消に取り組むとしており、また財政状況の悪化と町を取り巻く環境は非常に厳しいものになっているとも言い、限りある財源の中でみずからの判断と責任において多種多様化する行政需要に的確かつ迅速にこたえていかなければならないと言っておられるわけであります。そのために積極的に行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を押し進め、行政改革大綱を17年度に作成するための行動計画として、行政経費の節減、合理化を図るため具体的数値目標を設定した行動計画の策定、行政運営全般にわたる改革に全力で取り組むと言っておられるわけであります。来年度の予算に意気込みがどういう形であらわされるのか、大まかな考え方をお聞かせ願いたいと思います。

次に、新しい能登町になり、町長だけが前町長時代より給与のアップと聞いております。一体どれくらいのアップになっておるわけでありましょうや。町長は定例会ごと財政の厳しさをうたいながら、みずからのことについて何ら結論を出せ得ないというような感じがしてならないのであります。まさに行財政改革論も集中財政改革期間論も白けた雰囲気とむなしさが町民の心に響くのではないのでしょうか。決断も行政改革の第一歩であると思ふのであります。このままずるずるでは、まさに手前勝手な自己愛と言うほかにならないのであります。

9月議会にも給与報酬の減額をただしました。もう3カ月を要しているわけであります。財政再建の第一歩の信念をぜひ見せてもらいたいわけであります。町長の所信の中に言っ

ておられる的確に迅速にこたえていくという意味をもう一度よくかみしめていただきまして、ご答弁を願いたいと思います。

答弁次第によりましては、なお質問席から再質問をさせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、多田議員の来年度予算の考え方についてであります。平成13年度以降、交付税の削減、三位一体の改革によるさらなる交付税や補助金の削減は、当町の財政事情を悪化させた原因であることはおわかりいただけたと思います。本年度は合併直後でもあり、旧町村の予定事務事業のほとんどを予算化した結果、持てる基金のほとんどを取り崩して予算を組まざるを得なかったことはご存じのとおりです。

しかし、制度改革がなされた以上、今後、制度的にもとに戻ることはないというふうに思っております。このまま何の手も打たず漫然と運営したのでは、毎年20億円前後の財源不足が生じます。あっという間に財政再建団体ということが安易に想像できます。

去る11月10日に各庁舎、各課の主要中堅職員を集めまして、この厳しい事情を説明し、あらゆる事務事業や補助金等を見直して予算要求するように指示したところであります。来年度予算は、財政再建初年度と位置づけて経費削減に努め、補助金や使用料等の見直しを含めた行財政運営を行わざるを得ないと考えております。

しかし、能登町に住む町民の生活に直結する事務事業については十分な配慮や検討を行う必要もあり、議員ご質問の平成18年度から20年度までの期間中は収支のバランスがとれないということが生じると思います。財政再建団体に転落しないよう何とかこの期間中に安定的な財政運営が行える体力を養いたいと考えておりますので、議員各位の力強いご支援も賜りたいと思っております。

次に、みずからの給与というお話ですが、9月議会でも答弁させていただきました。私は、痛みや喜びというのは一人よりたくさんで受けとめた方がいいと思っております。痛みはみんなで受け入れれば傷は少なくて済みますし、喜びはみんなで分かち合えば大きくなると思っております。議員の皆さんにもご理解をいただいて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） それでは、質問をいたします。

まず、先ほどの質問の中の答弁が返ってきておりません。答弁の内容は、予算がどういう意気込みにあらわされるのかということを知りたいと思いますので、せめて今年度予算に対して何%ぐらい節約の予算とか、真新しい事業にはこのようなものをやりたいとかというような大まかな返事を私は期待しているわけでありまして、改めてその答弁も願います。

それからもう一つは、町長の前時代と現町長のときの給与の差額が幾らなのかなということでも金額も聞いておりますので、それも答えていただきたいと思います。

それから質問に入ります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほど多田議員さんの質問で、来年度予算に関しましては何%削減するかというようなお話でしたが、先ほど言いましたように経費削減あるいは補助金の見直し、使用料の見直しを含めて、全般的に行財政改革をやっていきたいというふうに考えておりますので、今のところはまだ予算査定も終わっておりませんので何%ということはいえませんが、できるだけ削減したいというふうに考えております。

また、給与に関しましては旧の能都町時代の給与が72万で、今現在、能登町の町長の給与は82万ということになります。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） それでは、先の予算の方からもう一度改めて、ざっくりなんですが聞かせていただきたいと思います。

町長に前にも6月議会でしたかね、聞きました。500万の家庭で能登町の収支を例えればどうなのかということを知りました。その中で、大体自主財源というか稼いでくるお金が1割前後。しかしながら、食費として出ていく金は17%。皆さんの経費ですね。大まかなこういう分け方だったのではないかなと記憶しておるわけですが、10%の稼ぎで17%を出していく。ここに明らかに7%の差があるわけでありまして、私は、せめてものこの数字のバランスを重要な位置づけにしていくのが大事なことはないかなと思うわけでございます。

それから予算査定、まだしておりませんということなのですが、12月です。3月の予算なんです。県も行かなければならない、国にも行かなければならない。逆に言わせれば、大まかな予算関係が決まっても不思議ではない。大まかなプロジェクトが決まっても私は不思議でないと思います。そのところの町長の認識がもう少し行財政改革に厳しい態度で臨んでいただきたいと思います。と思っています。

また、先ほど町長が言われたとおり11月10日に課長クラスでしょうか、皆さんに説明があった。予算の指示ということが町長出ております。町長みずからがこのような厳しい査定をしておる。しかしながら、町長は2月、前の能都町の町長をやめられて、3月いっぱいには町長ではない。それで選挙で町長に上がってきた。直接関係がないかもしれませんが、現在町長になったということで、町長の給与が10万円上がっている。これは今町長の口から聞きましたので、歴然とした事実ではないかと思います。厳しい中で、やはり町長、全部が報酬だとか期末手当だとか皆さん身を切っておるわけでありまして。珠洲も切っております。穴水も切っております。七尾も切っております。宝達志水町も切っております。県知事自体も切っております。皆さんこういう自分の考え方を厳しさをみずからにただして行政改革に取り組んでおるわけでありまして。

だから町長、ぜひ予算編成の前にみずからの給与に対して厳しく判断をしなければ行政改革なんて私はできっこない。この辺の町長の厳しさが足らないのではないかなと思うんですよ。

町長、もう一つみずからの厳しさに対して、改めて答弁をしていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 厳しさというご質問ですが、他人に厳しく自分に甘いのかかもしれませんが、何とか皆さん方のご理解いただいて、今後の町政運営をやっていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 改めて、もう一回させていただきます。

町長、やはり大事なことは、やはりみずからということが私は一番大事なのではないか

と思うんです。どこの世界にみずからの下に一生懸命に働いてくださっておるその方々に
対して厳しくして、みずからがそれなりということは、私は許されない。このような感じ
であります。ぜひ町長においてもみずからもう一つ厳しくやっていただかないといけない
のかなと思っております。

ぜひこの面は、町長もうちょっと深刻に考えてやっていただかないと、自分に甘いかも
しれませんがと。甘いんですよ、確かにこれは。私はそう思いますので、ひとつそれはよ
ろしくお願いいたします。

それから、やはり12月半ばごろです。もう今年も過ぎ去ろうとしている中に、大まかな
予算編成が町長の口から出てこない。少なくとも外郭の大まかさが出てこなければならな
い。これが町長から答えられなければ、私は後ろに座っている総務課長から改めて大枠な
んかでも一言聞かなければ、ここから下がっていくわけにはいかないと思っておりま
すので、総務課長、ひとつ町長にかわって大まかな来年度の予算の内訳というものを聞かせて
いただきたいと思います。それで聞いたら、終わりにします。

議長（大谷内義一） 総務課長 田下一幸君。

総務課長（田下一幸） 来年度の予算の大枠な話ではありますが、現在、先ほど町長が申し
ました12月で、これからこの議会済み次第、助役査定を行う予定にしております。そうい
うことで、助役査定が始まれば12月の終わりごろには大まかな話が出てくるのではないか
なと思いますが、ただ基本的に、これは私の分野ではないのですが、財政課長もおります
のでちょっと差し出がましいことになりますけれども、思いの中で言えば、基本的には確
かに厳しくなる。3カ年で体質改善を行う必要があるということは、要するに集中改革プ
ランということになります。

したがって、今まで合併したときに、少し言葉が不適切なところがあるかもしれませんが
けれども、合併するときにおいて少しいい方に合わせていこうと。サービスは高い方に、
負担は軽い方というふうなことが受けやすく合併してきたことがいろんな随所で見られ
ます。そういうところは当然改めていかなければならないと認識しております。

また当然、何もかも切り捨てるのでは、これまた夢のない話であります。したがって、
ある意味では5カ年、3カ年は苦しく、5カ年後にはこういう町になるんだという思いの
中で夢も持ちながら予算を編成していく必要があるかと思っております。

ただ、そう言いながらも当初合併するときに想定していたより財政的な数値、いわゆる国の三位一体改革の影響というものは物すごく受けてきておりますので、これらも踏まえながら厳しさも反面、多少その厳しさを通り抜ければ明るさも見える。そういった物の考え方でやっていく。

当然、継続事業につきましても基本的には継承していくことになりましょうし、新規においても町長が常々申しておるところのものは実行していくということになるかと思えます。しかし厳しいところもあるのではないかと。

ただ、具体的なことをここで申し述べるについては若干はばかりますので、ご容赦願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 今、総務課長より思ったより厳しい財政事情。その中で町長の給料が10万円上がっている。町長の10万円の費用対効果を来年度3月、新議会において胸を張って10万円の費用効果が皆さん議会に発表できるように、ここから深く町長にお願いしておきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 次に、38番 上野耕平君。

38番（上野耕平） 町長にお伺いいたします。

陸上施設が動き出しまして、もう5カ月がたちました。私が内浦町時代に海洋深層水を始めまして、今でちょうど5年たちますか。町民が待ちに待った施設ができましたことで、深層水に対して非常に関心が高く、脱塩水がよく出るそうでございます。売り上げも伸びているということで、大変うれしい限りでございます。

喜んでいることばかりではございません。能登海洋深層水施設には従業員が4名、臨時の人が2名ですか。町長、人件費だけでも大変大きいものになります。施設の電気料なんかでも1カ月35万ですか、かかるそうでございます。真剣に取り組んでいかないと、2年か3年で閉鎖なんていう言葉を聞きたくはありませんし、あってはならないと思っております。

先日、施設の若い方と話す機会がございました。若いからやる気満々でございました。

販路について語ったわけでございますが、いつでも言ってください、どこでも行って売ってきますと頼もしい限りの言葉が返ってきました。もっと塩が安くならないかな。安くして、もっともっと底辺広げてこの塩を味わっていただきたいなということ。町内に商売にたけた方がおいででしたら、その方をトップに立てて一生懸命にその人について頑張っていきたいな。そういう話も出ました。

私にとりましては、大変いい勉強をさせていただいたわけでございます。

町長、大変でしょうが力をかしていただきたいと思っております。

私の質疑事項の2006年に向かい深層水の利活用についてですが、これは前にも町長にお願いしてありました。養殖施設でございます。せっかくくみ上げた深層水を90%以上、海へ捨てているわけでございます。本当にもったいない限りでございます。ぜひ養殖施設をつくっていただき、漁民のため、水産資源のために考えていただきたいと思います。

終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほどは上野議員の深層水に対する思いというのを語っていただきました。非常に私自身もうれしく思っておりますし、今後も真剣に取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

本年8月1日にオープンしました能登海洋深層水の施設におきましても、住民の皆様には大変好評を得ているというふうに思っておりますし、当初の計画にもありますように産業の振興、雇用の場の創出に向けた動きがまだまだ不十分ではあると考えておりますが、今後もしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、上野議員のご質問にもあるように2006年に向けまして新しい施策を講じていかなければならないと考えております。

具体的といえますか、先般設立しました能登海洋深層水協議会の活動との連携が不可欠というふうに考えております。この協議会の活発な事業展開が図れるように町としては支援していかなければならないというふうに考えておりますし、その中で農業を初め蓄養や、そして上野議員がおっしゃるような養殖に関する施設も含めて水産利用、及び健康福祉面での利活用策に関する計画の策定等もしたいというふうにも考えております。

オープン以来、利用者の要望にこたえるために、能登の塩を初め分水供給水に関し、深層水を資源活用とする個人あるいは企業に対し、より使いやすいものに工夫をしたいとい

うふうにも考えております。

いずれにしても県内唯一の海洋深層水資源を有効に利用しまして、能登町の重要施策であるその利活用策につきまして、議員の皆様初め町民からも提言をいただきまして、有効と思われることには積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後とも何とぞご協力、ご支援賜りますことをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 38番、再質問しますか。

38番（上野耕平） いや、結構でございます。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は以上で全部終了いたしました。次の会議は、12月19日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（大谷内義一） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時08分散会

開 会

(10時00分)

開会・会議

議長（大谷内義一）

ただいまの出席議員数は41人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第1 去る、9月定例会で閉会中の継続審査となっていました、認定第1号 平成16年度能都町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第41号 平成16年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの、併せて41件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長志幸松栄君。

決算特別委員長報告

決算特別委員長（志幸松栄）

去る、第3回定例会で「決算特別委員会」に付託され、継続審査となっておりました、認定第1号から認定第41号までの41件については、合併する前の能都町、柳田村、内浦町の旧3町村、並びに能登三郷生活環境振興組合及び宇出津地区病院組合における平成17年2月28日までの平成16年度各会計の決算、並びに能登町における平成17年3月分の各会計の決算審査の結果をご報告いたします。

まず、審査の経過といたしましては、11月1日以来6回の委員会を開催し、決算書及び主要施策の成果説明書をもとに、執行された内容について各担当課から説明を受け慎重に審査をいたしました。その結果、各会計とも計数的には正確であり、歳入歳出とも適正に執行されておりますので、各会計の決算はそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会の意見として次の点を申し添えます。

歳入においては、町税の滞納額が、旧3町村合計で約2億4千万円ありますが、これは住民の義務として納入すべき公的負担であり、歳入における重要な財源であります。又、町施設の使用料や受益者が当然支払うべき負担金等約2億2千万円も含めて、収納対策室を中心に職員間の連携を図りながら、徴収体制を強化し、粘り強い対応で徴収率の向上に鋭意努力されたい。

歳出については次の点を考慮の上、具第的な改善策を図られたい。

1. 予算の執行に当たっては、その妥当性や重要性を十分検討し、地域住民のニーズに応える効果的な執行を図られたい。
2. 産業部門については、補助金、負担金の目的等をよく理解し、長期的に地場産業の振興を図られたい。
3. 公社への援助金の明確化と、適正な維持管理を指導し、具体的な検討や厳正な支出の検査により、町費の持出し縮減に努められたい。
4. 時代の流れに沿った、少子化対策を推進すると共に、高齢化対策についても検討を図り、「住民が安全で安心して暮らせる地域づくり」の構築に努められたい。
5. 生涯学習施設及びスポーツ施設等公共施設の有効活用とその適正な維持管理を指導し、地域住民の健康増進とスポーツ人口の拡大を図られたい。
6. 公共事業の実施にあたっては事業効果を把握し、地元業者への受注機会を拡大育成について積極的に努められたい。
7. 事務事業については、事務処理能力の向上や意識改革により、「効果的な」職員研修を実施することで人員削減に努められたい。

なお、合併まもない能登町においては、産業の振興、都市基盤の整備など、諸課題が山積みしているなか、国の三位一体の改革がなお一層進み財政基盤の弱い自治体は、厳しい状況におかれることは必死であります。

この決算審査状況を参考に、支出の妥当性を重要視し、「最小の経費で、最大の効果」を挙げるよう、平成18年度の予算編成にあたっては、以上の点を十分検討し、町民主体の町の活性化策や町民の福祉増進のための事業など、より一層努力されますことを期待し、報告といたします。

議長（大谷内義一）

以上をもって、決算特別委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（大谷内義一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、採決を行います。お諮りします。

認定第1号平成16年度能都町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成16年度能都町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成16年度能都町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成16年度能都町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成16年度能都町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成16年度能都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成16年度能都町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成16年度能都町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号平成16年度能都町瑞穂簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号平成16年度柳田村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成16年度柳田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成16年度柳田村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号平成16年度柳田村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号平成16年度柳田村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第15号平成16年度柳田村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第16号平成16年度柳田村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号平成16年度柳田村ふれあいの里特別村民特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第18号平成16年度内浦町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第19号平成16年度内浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第20号平成16年度内浦町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第21号平成16年度内浦町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第22号平成16年度内浦町農業集落

排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 23 号平成 16 年度内浦町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 24 号平成 16 年度内浦町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 25 号平成 16 年度内浦町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 26 号平成 16 年度能登三郷生活環境振興組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 27 号平成 16 年度能都町水道事業会計決算の認定について、認定第 28 号平成 16 年度内浦町水道事業会計決算の認定について、認定第 29 号平成 16 年度宇出津地区病院組合病院事業会計決算の認定について、認定第 30 号平成 16 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 31 号平成 16 年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 32 号平成 16 年度能登町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 33 号平成 16 年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 34 号平成 16 年度能登町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 35 号平成 16 年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 36 号平成 16 年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 37 号平成 16 年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 38 号平成 16 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 39 号平成 16 年度能登町瑞穂簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 40 号平成 16 年度能登町水道事業会計決算の認定について、認定第 41 号平成 16 年度能登町病院事業会計決算の認定についてまでの以上 41 件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、認定第 1 号から認定第 41 号までの以上 41 件は原案のとおり認定されました。

認定第 1 号から陳情第 15 号

議長（大谷内義一）

つぎに日程第 42 議案第 53 号平成 17 年度能登町一般会計補正予算から、日程第 64 号議案第 75 号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託契約に関する協定の締結について」の議決の一部変更についてまでの 23 件、日程第 65 請願第 4 号「高金利引き下げに関する請願」から日程第 68 陳情第 15 号

農林水産業の活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情までの4件、併せて27件を一括議題とします。常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長山崎元英君

委員長報告

総務常任委員長（山崎元英）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算

議案第54号平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算

議案第62号能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

議案第63号能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について

議案第64号能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について

議案第65号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第67号公の施設に係る指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第69号石川縣市町村職員対処手当組合理約の変更について

議案第70号石川縣市町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について

議案第71号石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について

議案第72号石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について

議案第73号奥能登広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う奥能登広域圏事務組合理約の変更について

議案第74号のと鉄道運営助成基金事務組合を組織する地方公共団体の数の増減について

以上13件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

つぎに、

請願第4号高金利引き下げに関する請願と

陳情第14号「非核・平和能登町宣言」採択の陳情、以上2件については、採択することに決定いたしました。

また、

陳情第13号政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に、保健福祉常任委員長田上賢一君

保健福祉常任委員長（田上賢一）

保健福祉常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第3号）

議案第55号平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号平成17年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第68号証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について

以上5件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

産業建設常任委員長（上野耕平）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第3号）

議案第57号平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号平成17年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第66号能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第75号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について」の議決の一部変更について

以上7件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

つぎに、

陳情第15号地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情については、採択とすることに決定いたしました。

以上をもつて報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に、文教常任委員長石岡安雄君

文教常任委員長（石岡安雄）

文教常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算所管歳出（第3号）は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもつて報告を終わります。

議長（大谷内義一）

以上をもつて、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（大谷内義一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、採決を行います。お諮りします。

議案第53号平成17年度能登町一般会計補正予算、議案第54号平成17年度能登町有線放送事業特別会計補正予算、議案第55号平成17年度能登町国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号平成17年度能登町介護保険特別会計補正予算、議案第57号平成17年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算、

議案第58号平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第59号平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、議案第60号平成17年度能登町水道事業会計補正予算、議案第61号平成17年度能登町病院事業会計補正予算、議案第62号能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、議案第63号能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について、議案第64号能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について、議案第65号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第67号公の施設に係る指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第68号証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の変更について議案第69号石川県市町村職員対処手当組合理約の変更について、議案第70号石川県市町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について、議案第71号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について、議案第72号石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について、議案第73号奥能登広域圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う奥能登広域圏事務組合理約の変更について、議案第74号のと鉄道運営助成基金事務組合を組織する地方公共団体の数の増減について、議案第75号「能登町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について」の議決の一部変更についてまでの以上23件に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第53号から議案第75号までの以上23件は、委員長報告のとおり可決されました。

つぎに、請願第4号高金利引き下げに関する請願、陳情第14号「非核・平和能登町宣言」採択の陳情、陳情第15号地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情、以上の請願1件、陳情2件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、請願第4号、陳情第14号、陳情第15号ま

での以上3件については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第13号政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての陳情に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決定することにごいざありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、陳情第13号については、委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。(10時40分)

休 憩

発議第1号～発議第3号

議長(大谷内義一)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時05分)

ただいま、山崎元英君ほか4名から発議第11号「高金利引き下げに関する意見書」の提出について、発議第12号「非核平和能登町宣言」の決議についての2件、上野耕平君ほか4名から、発議第13号「地産地消自治体宣言」の決議についての1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、それぞれ日程に追加し議題とたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、発議第11号から発議第13号までの3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第11号「高金利引き下げに関する意見書」の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。39番山崎元英君

発議第11号

39番(山崎元英)

発議第11号「高金利引き下げに関する意見書」の提出についての提案の理

由を説明致します。平成16年の個人破産申し立て件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402人に及んでいます。潜在的な破産予備軍といわれる人に至っては、100万人とも200万人とも言われています。また、平成16年中、7,947人の人々が経済的な理由で自殺しています。この数字は平成2年の1,272人と比較すると実に約625%の増加となります。これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の要因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況のなか、利息制限法の最高制限金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。よって、国民生活における不安を解消し、その安定性を実現するため、早急に下記項目が実現されますよう強く要望いたします。

1. 利息制限法の制限利率を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。
2. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
3. 貸金業の規制等に関する法律43条のみなし弁済規定を廃止すること。
4. 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
よろしくご審議をお願いいたします。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（大谷内義一）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これより、発議第11号「高金利引き下げに関する意見書」の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手多数であります。よつて、発議第11号は原案のとおり可決されました。

発議第12号

議長（大谷内義一）

次に、追加日程第2 発議第12号「非核平和能登町宣言」の決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。39番山崎元英君

39番（山崎元英）

発議第12号「非核平和能登町宣言」の決議についての提案理由の説明を行います。

非核平和能登町を宣言する決議、ふるさとを愛し、平和で住みよい郷土を築き上げていくことは、後世への我々に課せられた大きな使命である。しかし、依然として世界には多くの地域で戦争があり、核兵器の拡散についても人類の平和と生存を脅かすものとして憂慮する声が拡がっている。我々は世界で唯一、核兵器の恐ろしさを体験した国民であり、核の悲惨さを忘れず、その廃絶を切を願っている。恒久平和と核兵器の全面禁止・廃絶は人類すべての願いであり、

その実現に向かって、邁進していかなければならない。我々は限りなく平和を希求し国際親善を深めることにより、人類の友好・繁栄を築くべく、ここに「非核平和能登町」となることを宣言する。以上決議する。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（大谷内義一）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これより、発議第12号「非核平和能登町宣言」の決議についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よつて、発議第12号は原

案のとおり可決されました。

発議第 13 号

議長（大谷内義一）

次に、追加日程第 3 発議第 13 号「地産地消自治体宣言」の決議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。38 番上野耕平君

38 番（上野耕平）

発議第 13 号地産地消自治体を宣言する決議について。日本の農業、そして林業は、担い手不足、高齢化などによって年々力を失い、地域経済に大きな影響を落としています。現在、わが国は国民の食料の 6 割は外国産に頼り、輸入農産物の急増にともなって、農薬の残留や遺伝子組み換え食品の氾濫、鳥インフルエンザ、BSE 問題など、国民の食に対する不安が高まっています。また、日本型食生活の崩れにより生活習慣病の急増が指摘されているところです。こうした中で、政府の調査によっても、国民の 8 割以上が「国内産を食べたい」という結果が示され、こうした世論を背景に、直売所の広がりに見られるように、地域の農林水産物を地域内で流通させようという取り組みが全国的に広がっています。流通・情報の国際化の流れの中で、地域環境型の地域経済と産業を振興していくことは、地域を守るうえで大事な取り組みです。

以上の主旨から、生産者と消費者及びすべての農業団体との交流・相互理解、地域生産物の利用・提供の拡大を推進し、地域産業と地域経済の活性化を図るため、ここに「地産地消自治体」を宣言する。以上決議する。以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（大谷内義一）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これより、発議第13号「地産地消自治体宣言」の決議についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よつて、発議第13号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第11号から発議第13号の3件の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出の件

議長（大谷内義一）

お諮りします。総務常任委員会をはじめとする、4常任委員長及び3特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第4として議題といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。追加日程第4 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。以上で本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

議員の皆さんに報告1件いたしたいと思います。先般13日の質疑の時に、山本一朗議員から少年自然の家の食事のことについて、お話がありました。当事者間の話には、多少のずれがあるようでございます。少年自然の家の対応について建設的な改善を求めたものであり、発言を取り消したい旨の申し出がありましたので、この際、山本一朗議員の発言を取り消すことにいたしましたことを、ご報告いたします。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長挨拶

町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りありがとうございました。また、議案23件と、9月議会以降審議いただいております、旧能都町及び柳田村、内浦町の平成16年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、能登三郷生活環境振興組合一般会計歳入歳出決算、能都町及び内浦町水道企業会計決算、宇出津地区病院組合事業会計決算、平成16年度能登町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、能登町水道事業及び病院事業会計決算の認定41件につきましても、承認可決いただき誠にありがとうございました。議決いただきました案件については、誠心誠意執行に努めて参りたいと存じております。どうもありがとうございました。

閉議・閉会

議長（大谷内義一）

これをもちまして、平成17年第4会能登町議会定例会を閉会いたします。
どうも、皆さんには7日間ご苦勞さまでした。

（午前11時25分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年12月19日

能登町議会議長

大谷内義一

署名議員

宮田勝三

署名議員

山本一湖